

県営圃場整備事業（桐原地区）に伴う埋蔵文化財調査報告書

明新遺跡



1995

新潟県和島村教育委員会

和島村埋蔵文化財調査報告書第4集

県営圃場整備事業（桐原地区）に伴う埋蔵文化財調査報告書

かど しん 遺 跡
門 新

1995

和島村教育委員会

題字 和島村長 清野 精合

序

門新遺跡の発掘調査は、現在行われている県営圃場整備事業（桐原地区）に伴い、実施されたものです。

遺跡の所在する上桐の地は、式内社に比定される「桐原石部神社」が鎮座し、いたる所に古代の土器が発見されるなど、古くから開けた場所であったと考えられていました。今回の調査成果はそれを裏付けるものと言え、県内では最大級の古代豪族の居宅が発見され、900年以上の時を経て残る、巨大な柱材などは、往時の栄華を現在に伝えています。また、これに伴って、「地下の正倉院文書」とも称される「漆紙文書」が出土し、遺存例に乏しい延長6年（928）当時の地方文書として、全国的にみても貴重な資料と言えます。

今回の調査成果は、律令体制崩壊後の地方支配を知る上で、極めて重要な情報であり、これらの成果を報告する本書が広く活用され、埋蔵文化財に対する理解が一段と深められることを願っております。

なお、この度の発掘調査にあたりまして、調査に同意くださいました地権者の方々及び、長期間に渡りご厚意とご理解、ご支援を頂いた、長岡農地事務所、県文化行政課等関係諸機関に対し、厚く御礼を申し上げます。

平成7年3月

和島村教育委員会

教育長 若井 勇

例　　言

- 1 本書は、新潟県三島郡和島村大字上桐字下谷地（通称「門新」）に所在する、門新遺跡の発掘調査報告書である。
- 2 今回の調査は県営圃場整備事業（桐原地区）に伴うもので、和島村が新潟県から受託して実施した。
- 3 調査に要した経費は、確認調査については文化財保護担当部局が負担し、発掘調査については、農政部局が90.0%、文化財保護担当部局が10.0%を負担した。文化財保護担当部局分については、国庫及び県費の補助金交付を受けた。
- 4 遺物等の注記は1993年調査分と区別するために「94門新」とし、他に調査地区・トレンチ名・層位等を記した。
- 5 遺構番号は、ピット・土坑・井戸については通し番号とし、それ以外は種別に01からの番号を付した。
- 6 遺構平面図は、国土調査公共系座標を基準とし、ラジコンヘリコプターによる航空測量で作成した。
- 7 整理作業は、調査担当を中心に下記のメンバーの協力を得た。
阿部美智子、久住幸江、近藤保、関川たづ子、山口八千代、渡辺富美子（五十音順）
- 8 漆紙の解体・転写は、国立歴史民俗博物館において実施され、同博物館教授の平川南氏・新潟大学教授の小林昌二氏・東京大学大学院生の鍾江宏之氏・同、古尾谷知浩氏から御指導をいただいた。
- 9 本書の執筆は、第V章の漆紙文書について平川南氏・鍾江宏之氏・古尾谷知浩氏の3氏から玉稿をいただき、そのほかを調査担当が執筆した。
- 10 調査体制は以下のとおりである。

調査主体	和島村教育委員会	教育長	若井 勇
調査指導	新潟大学人文学部	小林昌二	（教授）
	国立歴史民俗博物館	平川 南	（教授）
	新潟県教育庁文化行政課	刀根与八郎	（埋蔵文化財係長）
	〃	高橋 保	（主任）
調査担当	和島村教育委員会	田中 靖	（主事）
事務局	〃	矢部政夫	（事務局長）
	〃	東條春雄	（主査）

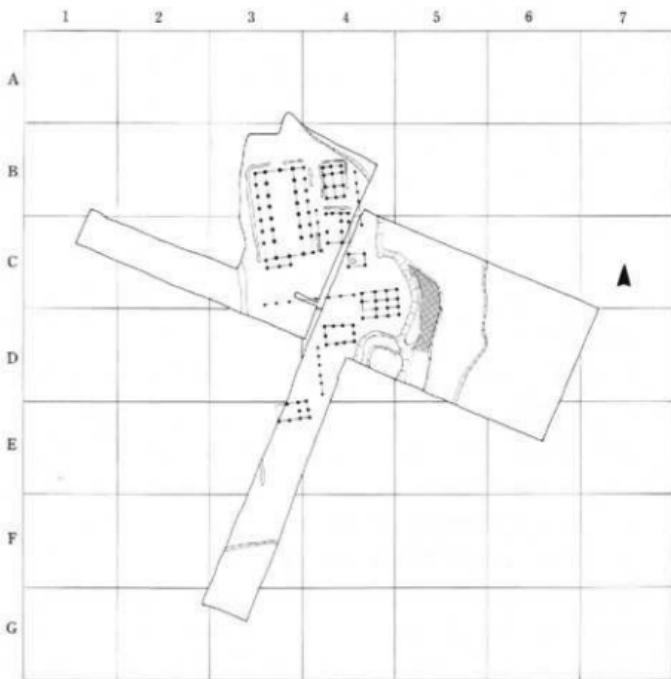
- 11 発掘調査については、大字上桐有志の協力を得て実施した。また、発掘調査から本書作成

に至るまで、下記の方々にご教示を賜った。ここに厚く御礼申し上げる。(五十音順)

阿部義平、春日真実、金子拓男、久我 勇、桑原陽一、坂井秀弥、鈴木俊成、館野和己、出越茂和、寺村光晴、原 明芳、本郷真招、本間信昭、山本 肇、新潟県農地部長岡農地事務所

- 12 本年度の発掘調査で用いたグリットは、国土地理院が設定した第6座標系の公共座標のうちX=176.720、Y=25.540点を基準とし、20m×20mを1区画として大グリットを設定した。各グリットの呼称は、同点を基点として東西方向はアラビア数字、東北方向はアルファベットで表し、両者の組み合わせで1A・2A・3A…と呼称した。

グリットの設定状況は下図の通りである。



グリット設定図

目 次

序

例言

第Ⅰ章 調査に至る経緯と経過	1
第Ⅱ章 遺跡周辺の環境	3
第Ⅲ章 発掘調査の概要	4
1. 基本層序	4
2. 検出された遺構	5
3. 検出された遺物	11
第Ⅳ章 門新遺跡出土漆紙文書	19
第Ⅴ章 考察	25
1. 平安時代の土器食膳具について	25
2. 門新遺跡の動態について	37
第VI章 調査成果要約	41
引用参考文献	42

挿 図 目 次

第1図 周辺の遺跡分布図	2
第2図 調査区土層柱状図	4
第3図 岛の小溝群	10
第4図 出土土器分類図	13
第5図 漆紙廃棄模式図	21
第6図 漆紙塊A赤外線ビデオ写真	23
第7図 第四・五号漆紙文書赤外線ビデオ写真	24
第8図 八幡林遺跡及び門新遺跡1993年調査出土土器	32
第9図 土器食膳具種別組成表	33
第10図 土師器無台碗遺構別口径分布図	34
第11図 土師器無台碗口径・底径相関図(1)	35
第12図 土師器無台碗口径・底径相関図(2)	36

第13図	土器食器具編年表(折り込み図版)
第14図	門新遺跡における建物群の変遷模式図(1).....	39
第15図	門新遺跡における建物群の変遷模式図(2).....	40

図版目次

(図面図版)	(写真図版)
図版1 門新遺跡周辺旧地形図	図版24 調査区空中写真
図版2 門新遺跡遺構模式図(折り込み図版)	図版25 S B01打ち込み柱(P-203) S D152 漆紙塊A出土状況 S D159漆紙塊 B出土状況
図版3 遺構実測図(1)	図版26 S B01全景 S D151土器出土状況 S D151土層断面 S D159土層断面
図版4 遺構実測図(2)	図版27 S B03全景 S B07全景 S B07柱 穴遺物出土状況 P-91, P-94
図版5 遺構実測図(3)	図版28 S B08全景 S B10全景 S A03全 景
図版6 遺構実測図(4)	図版29 S E10及び覆屋(S B06) S E10土 器出土状況 溝土層断面 S D157, S D156
図版7 遺構実測図(5)	図版30 S K56土層断面 S K56土器出土状 況 S K57土器出土状況
図版8 遺構平・断面図(1)	図版31 S D03調査状況 S D03土層断面 S D03土器出土状況
図版9 遺構平・断面図(2)	図版32 テラス状遺構全景 テラス状遺構土 層断面 テラス状遺構西側斜面土器 出土状況
図版10 遺構内出土土器(S B等)	図版33 遺構内出土土器(S B等)
図版11 遺構内出土土器(S D151)	図版34 遺構内出土土器(S D151)
図版12 遺構内出土土器(S D151)	図版35 遺構内出土土器(S D151)
図版13 遺構内出土土器(S D152)	図版36 遺構内出土土器(S D152)
図版14 遺構内出土土器(S D152)	図版37 遺構内出土土器(S D152)
図版15 遺構内出土土器(S D152)	
図版16 遺構内出土土器(S E10)	
図版17 遺構内出土土器(S E10, S K241)	
図版18 遺構内出土土器(S K56)	
図版19 遺構内出土土器(S K57)	
図版20 遺構内出土土器(S D03)	
図版21 遺構内出土土器(S D03)	
図版22 遺構内出土土器(S D03)	
図版23 遺構内・外出土土器	

- 国版38 遺構内出土土器（S D152）
- 国版39 遺構内出土土器（S E10）
- 国版40 遺構内出土土器（S E10、S K241）
- 国版41 遺構内出土土器（S K56）
- 国版42 遺構内出土土器（S K57）
- 国版43 遺構内出土土器（S D03）
- 国版44 遺構内出土土器（S D03）
- 国版45 遺構内出土土器（S D03）
- 国版46 遺構内・外出土土器

第Ⅰ章 調査に至る経緯と経過

1. 調査に至る経緯

門新遺跡は、新潟県和島村大字上桐字下谷地に所在する。本遺跡周辺は、昭和20年代の圃場整備時に夥しい土器が出土したといわれるが、遺跡の周知化までには至らなかった。本遺跡の存在が明るみに出たのは、平成4年度の県教育委員会による、116号バイパス予定地内の試掘調査が最初である。翌平成5年度には、和島村教育委員会によって道路法線内の本調査が実施され、古墳時代の水田跡および平安時代の埋没河川が検出されるなど、遺跡の内容が一部明らかになった。

和島村では、平成6年度から桐原地区的県営圃場整備事業が実施されることになり、門新遺跡が事業地に含まれることから、平成5年12月に対象地域内の確認調査を行った。その結果に基づき、長岡農地事務所・県文化行政課・和島村教育委員会の三者で協議を行い、農道の敷地や大きく切土される部分約4,400m²に対して、本調査が必要であるとの結論が出され、平成6年8月末までに調査を終了することで合意した。

2. 平成6年度調査の経過

発掘調査は、平成6年5月24日に着手し、7月までに平安時代の井戸・河道跡・掘立柱建物が確認されたが、遺構確認面の深度が当初予想より浅く、排水路西側の部分について調査区を拡張する必要が生じ、その事について長岡農地と協議し了解を得た。また遺構の分布状況から農道と116号バイパスに挟まれた地点については調査が不要と判断され、最終的な調査面積は3,400m²に落ち着いた。

7月末から排水路西側の調査に入り、巨大な柱根が林立して発見され始める。お盆までには、7間×4間の県内では最大級の主屋を中心に、3棟の掘立柱建物が主軸を同じくして整然と配置される状況が明らかになった。

お盆明けから、主屋の雨落溝の調査に入る。溝内には、祭祀に関わる多量の完形土器が遺棄されており、それらに伴って8月22日と8月29日に一点づつ、漆紙文書が出土した。8月22日に出土した資料は、翌23日に新潟大学の赤外線ビデオで文字の確認を行い、「延長六年十月」という紀年銘を有することが明らかになった。しかし、漆紙文書は複雑に折り畳まれており、国立歴史民俗博物館において再鑑定をお願いすることとなった。

9月8日に、「延長六年十月」の漆紙文書が出土したことについて記者発表を行うとともに、同11日に一般向けの現地説明会を開催し、村内外から350名を越す見学者が遺跡を訪れた。

9月21日にはラジコンヘリによる航空測量を実施し、同27日までに埋め戻し作業を完了した。尚、主屋など遺跡の主要部については、長岡農地・県文化行政課・和島村教育委員会の三者で協議を行い、盛土に工法変更することで現状保存されることとなった。



第1図 周辺の遺跡分布図

第II章 遺跡周辺の環境

1. 地理的環境

和島村の地形は、三島山地から派生する東側丘陵・島崎川低地・海岸に面した西側丘陵の、三種に大きく分類され、門新遺跡はこの内の島崎川低地に所在する。遺跡周辺は昭和20年代の耕地整理まで畠地が点在し、長雨による堆水に際しても帯状に水が掛からない微高地であった。この高まりの性格は、平成5～6年の調査で微高地の中央部を縦貫して河道跡が発見されたことから、いわゆる自然堤防と推定される。この旧河道は、旧島崎川あるいは荒巻・三瀬ヶ谷からの出水が集まつたもの可能性があり、平成5年度の調査結果から、古墳時代から近世にかけて若干東西に振れながらも、ほぼ同じ位置を流れていたことが明らかになっている。古墳時代から平安時代の段階は、川幅が広く堆積物が粗砂で構成されるなど、流量の豊富さがうかがえるのに対して、近世の河道は、流路がかなり浅くなり、堆積物も有機質に富む黒色粘土に変化していることから、水が停滞しがちな淀みのような状態であったらしい。明治時代の更正工では本流路の記載が無いことから、近世末期には消滅していたものと考えられる。

2. 歴史的環境

和島村の所在する島崎川流域は、古代において古志郡に属しており、製鉄跡や須恵器窯跡などの生産遺跡が多く分布する。また、「延喜式」に記載された古志郡6座のうち「宇奈具志神社」「桐原石部神社」「小丹生神社」の3座が流域内に集中し、白鳳期に創建された「横瀧山廐寺」が所在するなど、郡内でも中枢的な地域であったと考えられている。八幡林遺跡の4次に渡る調査成果は、その実を補強するものといえる。

八幡林遺跡は8世紀前半～10世紀初頭にかけて機能した官衙遺跡であり、多量に出土した文字資料の内容から、古志郡衙あるいは古志大領に関わる施設と捉えられている。これに伴って、「大家驛」の墨書き器も見られたことから、同駅が近接して存在したことや、北陸道が從来考えられていた海岸ルートではなく、島崎川沿いのコースをとることが確実となった。八幡林遺跡は9世紀中頃を境に急速に衰退し、10世紀前葉には機能を停止しており、全国的な律令体制崩壊に連動した動きと考えられる。全国的に「郡」が機能しなくなるこの時期、八幡林遺跡の廃絶とは対照的に、官衙風の様相を持つ門新遺跡が出現する。

門新遺跡は丘陵上に営まれた八幡林遺跡とは異なり、平野部の微高地に立地している。島崎川流域では、9世紀後半以降に同様の立地を示す遺跡が急増する。これは、郡の衰退に反比例して勢力を延ばしてきた富豪層による、活発な新田開発に起因すると考えられる。中でも、官衙風の配置をとる門新遺跡は、開発に際しての大拠点として造営された可能性が高く、八幡林遺跡から門新遺跡への交替は、全国的な社会情勢の変化に呼応したものといえる。

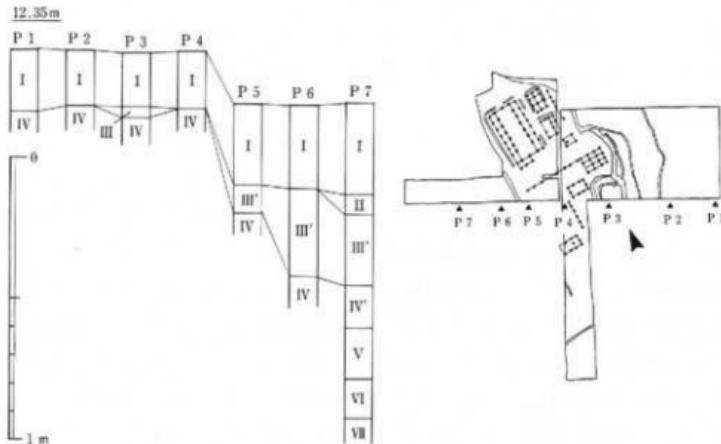
第III章 発掘調査の概要

1. 基本層序（第2図）

門新遺跡一帯は、昭和20年代に行われた闇場整備で大きく削平されており、約20cmの厚味を持つ水田耕土の直下が、平安時代の遺構確認面である黄褐色土層となる部分が多く、P 5周辺以外では、安定した遺物包含層は存在しない。IV層の黄褐色土は、P 7以西では還元状態となり青灰色に変色している。

本遺跡における基本層序は下記の通りである。V層以下は、層序確認のため深掘りしたP 7において確認されたが、調査区全域に普遍的に分布するか否かは不明である。

I 层	耕作土
II 层	黒褐色を呈する泥炭層で、P 7以西の低地部にのみ存在する。
III 层	暗灰色土で、微細な炭粒を少量含む。（平安時代の遺物包含層）
III' 层	灰色土で、III層に近似するが炭粒を含まず、色調もやや明るい。
IV 层	黄褐色土で、本層上面において平安時代の遺構が確認される。
IV' 层	青灰色土で、IV層が還元・変色したもの。
V 层	青灰色シルトで、しまりがある。
VI 层	暗青灰色粘土で、5年度調査で確認された古墳時代前期の遺物包含層に対応する可能性がある。微細な炭粒を少量含む。
VII 层	明青灰色粘土



第2図 調査区土層柱状図

2. 検出された遺構（図版 3～9）

今回の調査で確認された遺構は、掘立柱建物11棟・井戸1基・土坑12基・溝14条・畠の畝・人為的なテラス・河道跡などがあげられる。これらは、近世陶磁器が出土したSD01を除き、平安時代の遺構と考えられる。以下では主要な遺構について概要を述べる。

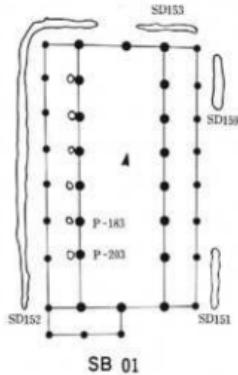
a. 掘立柱建物

掘立柱建物には、I類：長軸がN-2°～4°-Wを向くか、それと直交するもの（南北棟2・東西棟2）、II類：長軸がN-7°～9°-Wを向くか、それと直交するもの（南北棟2・東西棟3）、III類：長軸がN-15°～19°-Wを向くもの（南北棟2）に大別される。I類・II類は区画溝を共有するなど、近接した時期の所産と考えられる。II類は最も建物が充実しており、機能空間を棚や溝で整然と区画するなど、官衙風の形態をとっている。対照的にIII類は畠を伴い、いわゆる閑宅地と呼ばれるものに近い。各類の前後関係は、遺構の切り合い等から I類>II類>III類（旧>新）のように変遷するものと考えられる。

SB01 3B～3Cに所在する両面に庇を持つ建物で、方位はN-8°-Wを向く。建物の規模は、身舎が2間(6m)×5間(19m)で、庇の出は東西に1間(2.5m)である。

本建物は、さらに南側に柱筋が通る2間(5.5m)分の柱穴があり、3面庇となる可能性が強い。身舎の柱間寸法は、西側柱穴列の東端が3.8mと広く、それ以外の桁行で2.5m～2.6m・梁間は3mの等間である。また身舎の西側柱穴列に沿って、直径60cm前後のピットが6基発見されている。これらに柱痕跡は確認されていないが、本建物の上屋構造に関連した遺構と考えられる。

柱の掘方は身舎で直径40～80cm、庇部分で30～60cmを測り、形状は略円形である。柱穴内には柱が遺存するものが多く、身舎では18基中の11基・庇では19基中の4基において認められた。遺存した柱のうち最大のものは、身舎・P-203で検出された直径38cmの丸柱である。この柱及びP-183の柱は下端が鋭く尖っており、一般的な掘立柱の工法ではなく、打ち込みによるものと考えられる。この2つの柱の周囲には、小ピットが集中しており、柱を立てる際の足場の痕跡を含むものと思われる。その他の柱については、遺構保存のため断ち割りを行っておらず、詳細は不明である。しかし、柱が遺存しないピットの断面観察では、全て柱痕跡の底面が平坦なことから、通常の掘立柱式の工法も併用されていた可能性が高い。庇の柱は直径20cm前後でやや細い。下端はいずれも平坦であり、通常の掘立柱式の工法によって建てられている。SB01は南側を除く3面に雨落溝を伴っており（SD151・SD152・SD153・SD159）、同溝につ



いては後項で詳述する。

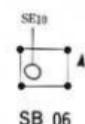
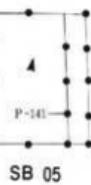
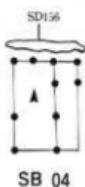
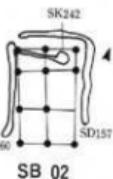
S B02 4 Bに所在する建物で、総柱となる。方位はN-9°-Wを向き、規模は2間(4.2m)×3間(6.6m)である。柱間寸法は桁行が北より1.6m・2.5m・2.5mを測り、梁間は2.1mのほぼ等間である。柱掘方は略円形で、直径15~25cmと大きさにばらつきがある。本建物も、南面を除く3面に雨落ち溝を伴う(S D157・S D160)。建物の内部には、雨落ち溝(S D160)と小溝で連結された土坑(S K242)が存在する。土坑内部及び周囲の雨落ち溝からは、鐵洋・焼土粒・フイゴの羽口片がやや集中して出土している。鍛冶炉など実際の作業面は、過去の耕地整理による削平のため確認できないが、本建物の内部で鉄生産に関わる作業が行われた可能性が高い。

S B03 4 Cに所在する建物である。方位はN-3°-Wを向き、S B03と重複する。規模は2間(3.6m)×3間(6.1m)と推定され、柱間寸法は桁行きが2.0m前後の等間、梁間が西から2.0m・1.6mの不揃いである。現用水路によって、4基の柱穴が失われている。柱掘方は直径20~25cmを測り、平面形は略円形である。

S B04 4 Cに所在する建物であり、方位はN-4°-Wを向く。S B03と重複するが、本建物の方にのみ柱根が遺存することから、S B04の方が新しい可能性が高い。規模は身舎が2間(2.9m)×3間(6.5m)で、東側に1間分(1.7m)の庇が付く。現用水路によって破壊されているため、南妻など確認できない柱穴もある。柱掘方は身舎・庇共に直径25~35cmを測る。身舎の東側柱穴列の4基および庇部分の2基に柱が遺存しており、いずれも直径15cm前後の丸柱である。

S B05 4 Cに所在し、方位がN-15°-Wを向く。最も新しい段階の建物である。建物規模は身舎が2間(5.5m)×3間(7m)を測り、東側に1間(1.4m)の庇を持っている。柱間寸法は、桁行が2.3m~2.4m、梁間が2.7mの等間である。現用水路によって北側の妻柱など破壊されている部分もあるが、柱掘方は身舎が直径35cm・庇は若干小さく25cm前後を測り、平面形は略円形を呈する。身舎の柱穴のうち柱痕跡が明確なものは、直径18cmの丸柱と推定される。P-141の掘方埋土から、土師器無台碗及び須恵器甕の口縁部破片が出土しているが、地鎮に伴う可能性は薄い。

S B06 4 Cに所在するもので、方位はN-87°-Eを向く。建物の規模は1間(2.5m)×1間(3.3m)と最も小さく、井戸(S E10)の上屋と考えられる。掘方は20cm前後の略円形で、東南隅にあたる柱穴はS K57によって破壊されている。



S B 07 4 C ~ 4 Dに所在する縦柱の建物で、方位はN-81°-Eを向く。規模は3間(5.5m)×3間(7.3m)と考えられる。未確認の柱穴は、より新しい段階の崩によって破壊されている可能性が強い。柱間寸法は、桁行が2.3m・2.3m・2.7m(東から)、梁間は1.8m前後のほぼ等間である。柱掘方は27cm~35cmを測る略円形で、柱そのものが遺存する例はないが、柱痕跡から庇・身舎とともに直径20cm前後の丸柱になると推定される。柱穴のうち、P-91・P-94・P-112の柱掘方に、完形の土師器碗が埋納されており、地鎮に関わる祭祀と考えられる。

本建物は、舟着場と考えられるテラスに隣接して構築されており、その構造から何らかの倉庫であった可能性が強い。

S B 08 4 Dに所在する建物で、方位はN-83°-Eを向く。建物の規模は2間(3.8m)×3間(6.4m)を測る。柱間寸法は桁行が2.1m前後、梁間は1.9mのほぼ等間である。柱掘方は20cm~25cmを測る略円形で、柱痕跡は不明瞭である。

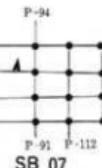
S B 09 4 Dに所在する建物で、方位はN-19°-Wを向く最も新しい段階の建物である。規模は2間(4.5m)×4間(7.9m)を測るが、南側の妻柱は確認できなかった。柱間寸法は、桁行で2.0m前後・梁間が2.2mのほぼ等間である。柱掘方は25cm~35cmを測る略円形で、柱痕跡から15cm前後の丸柱と推定される。建物内に柱筋が通るビットが2基あり、床束の可能性がある。

S B 10 4 E ~ 5 Eに所在する建物で、方位はN-81°-Eを向く。建物の規模は、東側が現用水路で破壊されているため、全容を明らかにすることはできなかった。柱穴の大きさから2間×3間程度の規模と推定され、その場合の桁行・梁間の寸法は、それぞれ6.7m・3.6mとなる。柱間寸法は、桁行が2.2m、梁間が1.8mのほぼ等間である。柱掘方は直径25cmの略円形であるが、柱痕跡は未確認である。本建物の内部には、柱筋が通るビットが1基確認されており、床束であった可能性もある。

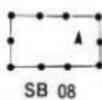
S B 11 3 B ~ 4 Bに所在する建物で、方位はN-88°-Wを向く。規模は2間(5.3m)×5間(12.4m)で、東妻の柱穴は確認できなかつた。柱間は桁行が2.1m・2.6m、梁間は2.8mのほぼ等間である。柱掘方はほぼ円形で直径20cm前後を測り、建物の大きさの割には小型である。内部には柱筋の通るビットが2基確認され、床束であった可能性が高い。本建物は調査時には認識できなかつたもので、調査終了後の図面整理の段階で確認されたものである。

b. 檻列

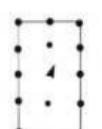
今年度の調査では、いわゆる檻列と考えられるものが5条確認されている。これらの方向には掘立柱建物と同様の規則性があり、II類に近いもの(4条)と、III類に近いもの(1条)に



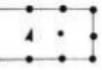
SB 07



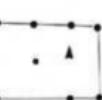
SB 08



SB 09



SB 10



SB 11

分けられる。

S A01 S B01の東側に3間分(8.9m)の柱穴が確認されており、方位はN-10°-Wを向く。S B01とは柱筋が通り、建物に伴う目隠構と考えられる。柱掘方は直径15~30cmを測る円形で、柱痕跡は直径10cm前後の丸柱である。

S A02 S B02・S B03の東側に所在する。全長は10.8mを測り、方位はN-7°-Wを向く。南から2番目の柱穴は現用歩路によって失われている可能性が高い。柱掘方は30cm前後の円形であるが、柱痕跡は不明確である。

S A03 主要な建物を南北2群に分ける位置に所在し、方位はN-81°-Eを向く。S A03の延長線は、S B07の北側柱穴列と完全に一致し、計画的な造営がうかがえる。全長19.8mの間に7基の柱穴が確認され、柱の間隔は2.8m前後のほぼ等間で、掘方は直径15cm前後の円形である。

S A04 S B08とS B10の間に位置し、方位はN-6°-Wを向く。5間分(10.0m)が確認され、柱の間隔は、1.6~2.3mを測りやや不揃いである。掘方は直径15~25cmの略円形である。

S A05 S B09の西側に平行して所在するもので、方位はN-16°-Wを向き新しい段階の建物に伴うと考えられる。4間分(8.4m)が確認され、柱の間隔は2.0~2.5mを測る。柱掘方は直径20cm前後の略円形であるが、柱痕跡は不明瞭である。

c. 井戸・土坑（図版9）

今年度の調査では、井戸1基・土坑12基が確認されている。これらは共伴遺物から、いずれも平安時代の遺構と考えられる。以下では、井戸及び主要な土坑について概要を述べる。

S E10 直径1.0m・深さ1.5mを測る略円形の素掘り井戸で、1間×1間の小規模な上屋(S B06)を伴う。本井戸は、覆土の観察から人為的に埋め戻されており、井戸の内部からは「泉内」と墨書きされた須恵器有台鉢や60個体を超える完形の土師器が検出され、井戸廃絶時に何らかの祭祀行為が行われたことを示している。

S K56 長径1.6m・短径1.3m・深さ30cmを測る不整円形の土坑である。覆土の下層には、多量の炭化物・灰が含まれている。本土坑からは、土師器の無台碗を中心とする比較的多くの土器が出土した。

S K57 長径2.1m・短径1.2m・深さ30cmを測る不整梢円形の土坑である。覆土の状況は、前述したS K56に近似する。

S K241 長径2.1m・短径1.2m・深さ20cmを測る梢円形の土坑で、S B03・S B04の内部に所在するが、柱穴とは重複しておらず、建物との前後関係は不明である。本土坑からは、土師器・黒色土器の無台碗が出土している。

d. 溝（図版 8）

以下では、掘立柱建物の雨落溝・区画溝など溝状の遺構のうち、主要なものについて概要を述べる。

S D02 建物群の西側に平行して掘られており、ほぼ南北方向に直線的に伸びる。溝の規模は幅1.5m・深さ30cmを測り、総延長は80mに達するものと推定される。本溝以西では明確な遺構が確認されておらず、遺跡の内外を分ける一種の区画溝であった可能性が強い。溝の覆土からは、細片化した土師器の無台椀が若干出土している。

S D03 S B07の南側でクランク状に曲がり、テラス状遺構の西背に取りつく溝である。最大幅2.0m・最大深度30cmを測り、断面形は浅いU字形をなす。覆土は図版8に見られるように、遺物・炭化物を多く含む上下2枚の暗褐色土と、灰褐色あるいは黄褐色を呈する間層で構成されている。上下の暗褐色土から出土した土器には明らかな型式差があり、最盛期の建物群が機能していた段階の遺物は下層に包含されていた。

本溝からは多量の土器が出土しているが、後述する建物の雨落溝における様相とは異なり、器種の偏りは見られず、煮炊具等も多く存在する。

S D151～153・159 S B01の雨落溝である。南を除く建物の3面を囲うが、北東コーナー、北側中央、東側中央の3か所でブリッジ状に溝が切れている。溝の規模は、最大で幅80cm・深さ30cmを測り、断面はU字形である。図版8に見られるように、覆土はきれいなレンズ状堆積を示し、下位には炭および生焼けの木屑を多く含んでいる。東側のS D151・西側のS D152の南半では、底面よりやや浮いた位置に、土師器の無台椀を中心とする多量の完形土器が出土し、何らかの祭祀行為の後に一括廃棄されたものと考えられる。またS D152から出土した土師器無台椀には、灯明皿として使用された痕跡を残すものが18個体(40%)以上もあり、灯火を用いた祭祀が行われた可能性が高い。

土器以外の出土遺物としては、S D152から漆紙塊A、S D159から漆紙塊Bが出土しており、遺跡内部で塗りの作業が行われていた事を示している。

S D157・160 S B02の雨落溝である。やはり南側を除く3面をコの字状に囲っており、北西隅がブリッジ状に切れている。溝の規模は、最大で60cm・深さ15cmを測り、断面図はU字形である。覆土には多量の炭化物・焼土粒が含まれていたほか、鉄滓・フイゴの羽口片・土師器の有台椀・無台椀が若干出土した。

S D156 S B02とS B03・S B04の中間にあり、掘立柱建物の敷地を分ける区画溝と考えられる。溝の規模は、全長5.9m・最大幅80cm・最大深度30cmを測り、断面はU字形を呈する。覆土からは、完形品を含む土師器無台椀が若干出土している。

e. その他の遺構（図版8）

本項では、前述した以外の種類の遺構について述べる。

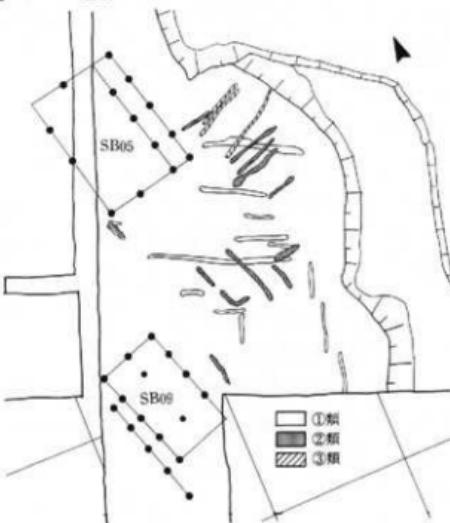
テラス状遺構 旧河道の左岸を、14m×3mのほぼ長方形に約50cm掘り下げ、平坦面を作りだしたものである。テラスの西背にはS D03が添い、S B07側から投棄された遺物が、溝の肩から流れ込んだ状態で検出された。

本遺構の性格を具体的に示す遺物は出土していないが、河道に面して構築されていることや背後に倉庫と考えられるS B07が存在することから、水運を利用した物資の輸送に際しての、荷の積み降ろしに関わる施設と考えられる。

島 位置関係から、新しい段階の建物であるS B05とS B09に伴うものと考えられ、両建物に挟まれた約220m²の範囲に、島の畠立ての跡と考えられる小溝群が発見された。溝の方向は①N-60°-Wを向くもの及びそれと直行するもの、②N-72°-Eを向くもの及びそれと直交するもの、③N-60°-Eを向くものの3種類があり、切り合いから①>②>③（旧>新）の序列が確認された（第3図）。これらは古い段階の建物であるS B07及びS D03と重複し、S D03が埋まりきった段階で形成されていることから、古い段階の遺構群が廃絶後に若干時間をおいて作られた可能性が高い。

旧河道 平成5年の調査区（国道116号バイパス法線内）で検出された平安時代の河道の延長が今年度も確認された。この河道跡は、建物群を取り巻くように大きく蛇行しており、人為的に川岸を整形している部分もある（前述のテラス遺構など）。川の最大幅は12mを測り、深さは2m以上に達するものと思われる。

今回の調査は来年度以降の耕作を考え、川底までの掘り下げは行っておらず、河道の輪郭を確認する程度に停めた。川の左岸には、自然堤防からの流れ込みによる遺物包含層が斜めに堆積しており、土師器及び黒色土器の無台碗が若干出土した。また覆土の最上層である黒色粘土から、近世の所産と考えられる朱漆による家紋を持つ漆器碗や、曲げ物の側板・加工木片などの木製品が検出され、本流路の下限を示す資料と考えられる。明治時代の更正図に本流路の記載はない。



第3図 島の小溝群

3. 検出された遺物

今年度の調査で検出された遺物はコンテナで約90箱に達しており、古墳時代後期に位置づけられる土器2個体を除くと全て平安時代に属するもので、内容的には土器・陶器・鉄滓・フィゴの羽口・漆紙文書に分けられる。出土状況としては、遺構外出土の資料は2箱と少なく、これは昭和20年代の耕地整理によって敵高地部が削平され、包含層が失われていることに起因する。以下では遺構内出土資料を中心にその概要を述べる。

(1) 土器分類

平安時代の土器には、須恵器・土師器・黒色土器・灰釉陶器・綠釉陶器があり、土師器が大部分を占める。須恵器の供膳形態のものは稀で、有台碗・無台杯がそれぞれ数個体づつ確認されているにすぎない。灰・綠釉のかかる施釉陶器の出土量も、建物規模の割には少なく、類域における当該期の保有状況と大きく異なる。

以下では、灰釉陶器・綠釉陶器・須恵器・土師器・黒色土器の順に、それぞれ器種ごとに細部の形態によって分類を行った。なお器種の中で出土量が少ないものについては、細分せず個体説明に停める。

a. 灰釉陶器

器種には有台碗・有台皿・瓶類があり、それぞれ3・2・3個体の存在が識別される。資料には小片が多く、全形をうかがえる資料は、127・312の2点のみである。型的には光ヶ丘1号窯式・大原2号窯式の段階の資料を含んでいる。

b. 緑釉陶器

器種不明の小片が1点のみ出土している。

c. 須恵器

有台碗・無台杯・有台鉢・長頸壺・短頸壺・甕・横瓶が見られる。

【有台碗】 74のように、口縁部が「ハ」の字状に直線的に立ち上がる、身の深いタイプが4個体出土している。胎土は粗く、微細な白色の鉱物粒を多く含んでいる。形的には、佐渡の「高野遺跡」出土資料（春日ほか1991）中に系譜を追えるが、高台は華奢でより後出的である。

【無台杯】 口縁の外傾度が大きく底部が丸底気味となる、身の浅い一群が7個体出土している。一様に器壁は薄く、部位によっては1mmを切る個体もある。

【有台鉢】 2個体のみ出土しており、箱形のしっかりした高台を持つ。体部は内湾気味に立ち上がり、頸部でわずかに外側に屈曲する。

【長頸壺】 全形をうかがえる資料はないが、大小の3法量のものが確認される。

【短頸壺】 断片的な資料が1個体のみ出土している。219は、強く屈曲する肩部から上方に直線的に伸びる短い口縁を持つものである。

【甕】 底部は丸底で、頸部から口縁部は「く」の字に折れ大きく外反する。口縁部は比較

の長いものと短いものの両者が有り、前者の口縁部外面には突帯や波状文で装飾される場合が多い。

d. 土師器

有台椀・無台椀・蓋・無台坏・有台鉢・長甕・小甕・鍋が見られる。

【有台椀】 全体で15個体が識別されるにすぎない。278は身が深く、高台が外側に強く踏ん張るものである。

【無台椀】 底部の大きさや器高・体部の立ち上がり具合・器面調整等から、5群9類に分類した。出土量は最も多く700個体以上が確認できる。

A類は小さい底部から口縁が内湾気味に立ち上がるもので、身の深さからA1・A2の2類に細分される。

B類は大きな底部から口縁が直線的に立ち上がるもので、やはり身の深さからB1・B2の2類に細分される。

C類は大きな底部から口縁が内湾気味に立ち上がるもので、身の深さからC1・C2の2類に細分される。

D類は口縁が内湾気味に立ち上がり端部で強く外反するもので、底部の大小でD1・D2の2類に細分される。

【有台皿】 全体で3個体が識別されるにすぎない。281は小型で皿状の体部を持つもので、高台は比較的高く外側に強く踏ん張る。

【小皿】 口径10.0cmを測る小型の皿で、底部から体部へ内湾気味に立ち上がり、口縁部が強く外反する。SD03上層の資料中に1点見られる器種である。

【蓋】 無組でヘラケズリによる平坦な天井部を持ち、端部は明確な折縁となる。酸化炎焼成であるが、器形や製作技術は須恵器のそれに類似する。5個体以上存在するが、これとセットになる身は確認されておらず、皿として使用された可能性もある。

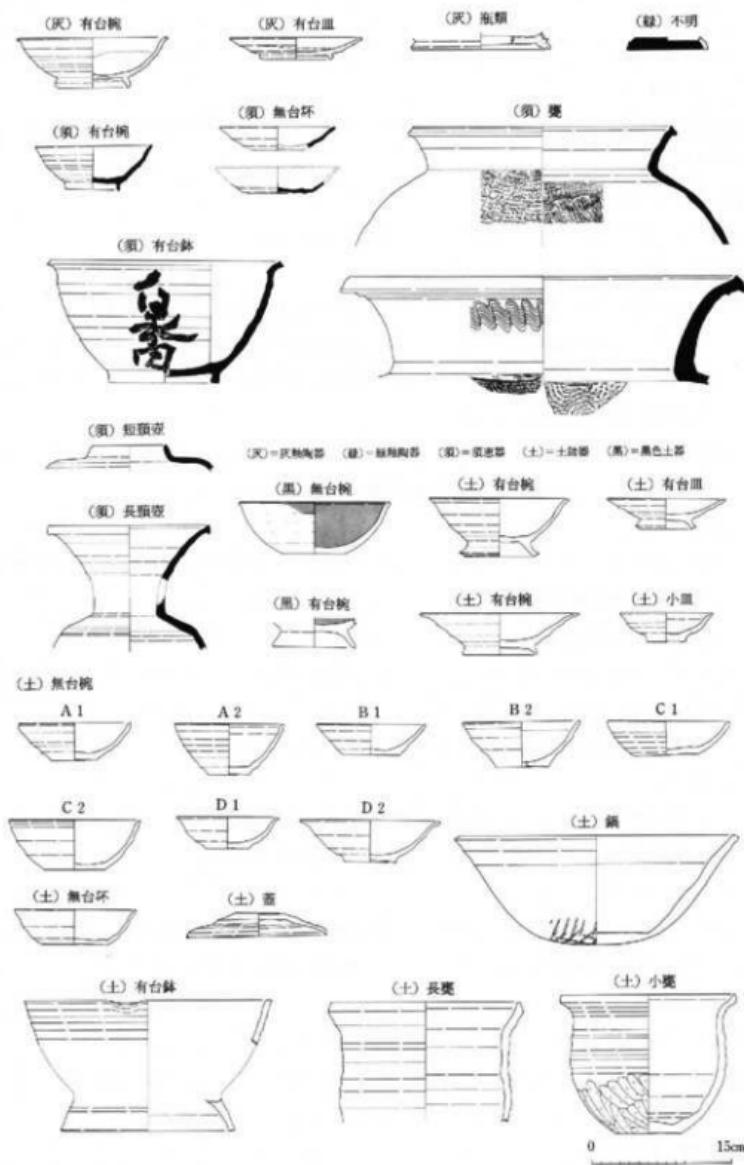
【無台坏】 底部の切り離しがヘラ切りであるなど、器形・製作技法の上で須恵器無台坏と共通するもの。

【有台鉢】 高い高台を持つ大型の鉢で、片口となる。高台と身の底部との境界付近に穿孔されるものも存在する。

【長甕】 全形を伺える資料は無いが、長胴・丸底になるものと推定される。「く」の字に折れる短い口縁部を持つものと、頸部のくびれがルーズなもの2種類がある。

【小甕】 口縁部が明瞭に「く」の字に折れるものと、くびれがルーズなもの2種類があり、いずれも平底である。法量には、口径10cm・15cm・20cmの3種類が確認されている。

【鍋】 頸部がほとんどくびれないものと、明瞭なものの2種類がある。後者の底部外面には、棒状工具による特徴的な格子目状の調整が見られる。



第4図 出出土器分類図

e. 黒色土師器

【無台椀】 身が深く大型のものを中心に30個体以上見られる。底部および体部外面の再調整を施す例は少ない。

【有台椀】 全体の器形をうかがえる資料は無く、高台部の破片のみが確認されている。出土量は少ない。

(2) 出土土器各脱

以下では出土土器について、遺構ごとにその概要を述べる。

S B01 (図版10, 1~3)

S B01の柱穴のうち、P-186・P-246の掘方部分から、土師器の坏・無台椀が出土した。

1はほぼ完形で、建物創建時に地鎮のために入れられた可能性が強い。本資料は底部の切り離しがヘラ切りで、器形も須恵器のそれと同一である。須恵器の技法で作られた、同様の土師器は、佐渡真野町の高野遺跡に類例がある。

S B05 (13~14)

P-141の覆土から、土師器無台椀及び須恵器壺の小破片が出土している。

S B07 (5~12)

P-91・P-94・P-112の掘方部分から、土師器・黒色土器の無台椀が出土した。完形の資料が多く、やはり建物創建時に地鎮のために入れられた可能性が強い。

6は須恵器の技法で作られた土師器の無台杯で、灯明皿として使用された痕跡を残す。

5・7~8・10~11は土師器の無台椀で、A 2・B 1・B 2・D 1類が見られる。5・8は灯明皿として使用されている。

9・12は黒色土器の無台椀であり、底径が比較的大きい傾向がある。

S B09 (4)

P-54の柱穴内部から、4の土師器無台椀が出土した。体部外面に正位で「富」の墨書が見られるが、破片資料のため地鎮に関わるものかどうかは検討を要する。

S D160 (15~16)

本溝はS B02の雨落溝で、覆土下位から土師器有台椀・無台椀が少量出土している。

15は口縁が大きく外反するもので、本遺跡から出土した他の有台椀と比較すると、身は浅く高台も華奢である。

S D156 (17)

本溝はS B02とS B03・04の敷地を区画するもので、覆土下位から、土師器無台椀が少量出土している。

S D151 (図版11~12)

本溝はS B01南東側の雨落溝であり、完形の土師器有台椀・無台椀・須恵器有台椀などが、

伏せて重ねた状態で集積されていた。内訳は土師器無台碗200個体・有台碗4個体・須恵器有台碗1個体・黒色土器無台碗4個体である。土師器無台碗ではA1・B1類が主体をなし、A2・C1・D1類も僅かに見られる。法量は口径12cm前後のものが多いが、72・73のように、15cmを越える大型のものも見られる。

73の内面は、丁寧にヘラミガキされた後に漆が塗られ、黒色土器に近い機能性を有するものである。

75~78は有台碗で、器形がうかがえる75・76は身が深く外に強く踏ん張る高い高台を持つ。

74は須恵器の有台碗で、口縁が「ハ」の字に直線的に立ち上がり、直立する華奢な高台を持つ。佐渡小泊窯跡群の製品と考えられる。

S D 152 (図版13~15)

本溝はS B01西側の雨落溝であり、溝の底面から若干浮いた状態で土師器無台碗を中心とする遺物が出土した。土器以外では、「延長六年十月」と書かれた1号漆紙文書を含む漆紙塊Aが出土しており、共伴した土器群の実年代を知る上で重要な示唆を与える資料である。

出土土器の内訳は、土師器無台碗188個体・有台碗3個体、黒色土器無台碗5個体・有台碗1個体、須恵器無台杯1個体、長頸壺4個体、甕5個体+α、灰釉陶器有台碗1個体である。

土師器無台碗の完形率はS D 151ほど高くないが、器形を復元できる45個体のうち18個体(40%)が灯明皿として使用されており、灯火を伴う祭祀の後一括施棄された可能性が高い。

土師器無台碗はA1・B1類が主体で、身が深いA2・B2類やC1・D2類もわずかに存在する。法量は、口径が12~13cmのものがもっとも多く、11cm台あるいは14cm台のものも定量見られる。

114はA1類の体部外面に、逆位に「人」字が墨書きされている。

灯明皿として使用されたもののうち、113・117~118は、口縁に灯芯を安定させるための打ち欠きがある。

土師器有台碗及び黒色土器はいずれも小破片であり、全形を伺える資料は無い、黒色土器の無台碗124~126は、S B07柱掘方出土の9と比較すると、底径がかなり小さくなっている。128~131は有台碗で、高台は高く外に強く踏ん張る。

次に須恵器について概観する。132~136は長頸壺で、口径から3段階程度の法量のものが確認できる。

138~142は甕で、口縁が比較的短い中型甕138~139と口縁が長く伸び外面に突帯や波状文が施される大型の140~141の2種類がある。

施釉陶器としては、灰釉陶器が1個体のみ出土している。127は三日月高台を持ち口縁端部が小さく外反する有台碗で、ほぼ完形である。釉薬は刷毛塗りで、光ヶ丘1号窯式に対比される資料である。

S E 10 (図版16~17)

S E 10は6年度の調査区内で発見された唯一の井戸であり、上屋であるS B06の方向から最盛期の建物群に伴う可能性が強い。遺構の項でも述べたように、井戸廃絶の際に土器を用いた祭祀がとり行われており、完形の土師器無台椀を中心とする多量の土器が出土した。出土土器の内訳は、土師器無台椀53個体・有台椀1個体、黒色土器無台椀3個体、須恵器無台杯1個体・鉢1個体である。

土師器無台椀はA 1・B 1類が主体で、底径が大きいC 1類、身が深いA 2・B 2・C 2類、口縁が大きく外反するD 2類も若干見られる。法量は口径11~12cmの領域に最も集中するが、13~15cm前後のものも定量存在する。

有台椀は、高台部の破片が1点出土している。(188)。

184は大型の黒色土器無台椀で、口径・器高に比して底径が著しく小さく、かなり不安定な印象を受ける。

189は須恵器の無台杯で、器壁が薄く口縁の外傾度が大きいものである。他遺構出土の例では、底部は丸底気味で身は浅く皿状となる。

187は須恵器の有台鉢で、幅広のしっかりした高台を持つ。体部は内湾気味に立ち上がり、頸部でわずかに外側に屈曲する。体部外面に「泉内」と墨書きされており、埋井の際の呪儀に関する文言と考えられる。

S K 241 (図版17 190~196)

S K 241からは、土師器無台椀が8個体、黒色土器無台椀が1個体出土している。

土師器無台椀は、口縁が端反りとなるD 1類が主体で、A 2・B 2・C 1類も存在する。口径は12~15cmを測る。

S K 56 (図版18)

S K 56からは、完形の土師器無台椀を中心とする比較的多くの土器が出土した。器種の内訳は、土師器無台椀34個体・有台鉢1個体・鍋1個体、黒色土器無台椀1個体、須恵器無台杯1個体・長頸壺1個体・短頸壺1個体・甕1個体+αである。

土師器無台椀は、口縁が端反りとなるD 1類が主体で、B 2・C 1類も見られる。法量には口径12cmのものが多いが、197のように15cmを越える大型品も存在する。

215は有台鉢になると考えられ、他遺構の例では口縁が片口となる。

S K 57 (図版19)

S K 57からは、土師器無台椀10個体、須恵器甕3個体+αが出土している。

土師器無台椀は、A 1類が主体で、B 1・D 2類も見られる。法量は口径12~13cmの領域に入るものがほとんどである。

231・233は須恵器の大甕で、233はS K 56からも同一個体片が出土した。

S K56とS K57は近接して所在し、土師器無台椀の形状の類似や、互いに接合関係が見られることから、同時期の遺構と考えられる。

S D03 (図版20~23)

S D03の覆土は前述したように、遺物・炭化物を多く含む2枚の暗褐色土と、黄褐色あるいは灰褐色を呈する間層からなる。上下の暗褐色土から土器には明らかに時期差があり、最盛期の建物群が機能していた段階の遺物は下位の暗褐色土中に包含される。

[上層の土器] (234~244・294~296・305~306)

上層からは、土師器無台椀9個体・有台椀1個体・小皿1個体・小壺1個体・鍋2個体・黒色土器無台椀2個体・長頸壺2個体が出土している。

土師器無台椀は、口縁が端反りとなる底径が小さいD 1・D 2類のみが見られ、口径は11~15cm前後のものが見られる。

239は有台椀で、高台部を欠損する。身は浅く、上部のプロポーションは236の無台椀と共通する。

241は口径10.0cmを測る小皿で、S D03下層など他の遺構には見られない器種である。

243~244は黒色土器無台椀で、口縁が端反り気味となる。

296は土師器の小壺である。頸部のくびれはルーズで口縁は直立気味に立ち上がる。

305~306は口頸部のくびれがほとんど無く、底部外面に棒状工具による特徴的な格子目状の調整痕が見られる。

294~295は須恵器の長頸壺である。

[下層の土器] (245~293・297~304・307~308)

土器の組成は、土師器無台椀173個体・有台椀1個体・有台皿2個体・有台鉢2個体・長壺2個体+α・小壺7個体・鍋2個体+α・蓋4個体、須恵器無台壺2個体・有台椀3個体・長頸壺と壺が若干量・黒色土器無台椀4個体・有台椀1個体、灰釉陶器有台皿1個体である。

土師器無台椀はA 1・A 2・B 1・C 1・C 2・D 1・D 2の全種類が確認できる。口径は11~14cmの領域にはほとんどが収まる。

261~262は灯明皿として使用された痕跡を残す。

278~279は有台椀である。全形がうかがえる278は、器高が高く口縁は僅かに端反りとなる。

281~282は有台皿で、口縁は直線的に開く。

283~285は蓋で、須恵器の器種である無紐の蓋と、器形・技法が共通する。この器種は全体で4個体以上確認されており、普遍的な存在であったと推定される。しかし、この蓋の身となるべき資料は明確ではなく、皿として使用された可能性も考えられる。

293は有台鉢で、口縁は片口となる。

301~302はロクロ整形の長壺で、口縁端部はつまみあげられ内傾する。

297～300はロクロ整形の小甌で、口径19cm・10cm・7.5cmの3タイプがある。299は体部下半がヘラケズリされるなど、古い様相を残す。

303～304・307は鍋で、304の底部外面はヘラケズリされている。

277・280は黒色土師器のそれぞれ無台椀・有台椀で、全形をうかがえる資料は無く、出土量も少ないと。

289～291は須恵器の有台椀である。全形をうかがえる資料は無いが、S D151出土の74と同一の器形をとるものと推定される。

286～287は無台杯である。両者とも器壁が薄く口縁の外傾度が大きいもので、色調は灰白色を呈し、胎土には砂粒が多く混じる。

288は有台鉢でS E10出土資料に全形がうかがえるものがある(187)。

292は灰釉陶器の有台皿である。釉薬は濁け掛けで大原2号窯式期に位置づけられる資料と考えられる。

S D03下層出土の土器は、祭祀に伴って一括廻棄された他遺構の土器群とは異なり、土師器食膳具の完形率はそれほど高くない。また煮炊具を多く含むなど多様な器種によって構成される点に特徴がある。これらの一群は、出土状況から建物群の創建期から廃絶までの時期幅を持つことが予想され、一括性はあまり望めない。しかし、土師器無台椀のみが卓越する他遺構には見えない多様な器種を含む事から、本来の土器組成を考える上で、重要な示唆を与える資料と考えられる。

遺構外出土の土器(図版23 309～313)

本遺跡は前述したように、過去の耕地整理による削平で包含層が大きく破壊されており、遺構外出土土器はコンテナで2箱弱と少ない。耕土中から僅かに出土した資料も、長年の耕作で転磨を受け、器種の同定も難しい状況のものが多かった。ゆえに以下では、施釉陶器など出土数の少ない資料についてのみ記載し、内容を補足する。

309は須恵器の無台杯で、器壁が薄く口縁の外傾度が大きいものである。

310は本遺跡から唯一出土した緑釉陶器である。焼成は硬質で、有台の器種の高台部と考えられるが詳細は不明である。

311～313は灰釉陶器で、それぞれ有台椀・有台皿・瓶類の高台部分と考えられる。312は刷毛塗りによる施釉で、胎土には融解した黒色の粒子を多く含み、他の資料よりもくすんだ色調を呈する。

本遺跡出土の施釉陶器は、図示した以外では有台椀小片1・瓶類の体部破片2個体分が確認できるにすぎず、多量の灰釉陶器を保有していた当該期前後の頸城郡周辺とは大きく様相が異なる。

第IV章 門新遺跡出土漆紙文書

平川 南・鎌江宏之・古尾谷知浩

主屋 S B01の雨落溝である S D152・S D159から、複数枚折りたたまれ塊状となった漆紙が2点出土した（漆紙塊A・B）。これらの漆紙塊は表面に出ている部分以外に現状での判読ができないため、国立歴史民俗博物館において解体・展開作業が行われた。

これら一連の作業や展開後の赤外線ビデオを用いた釈読については、同博物館の平川南教授および鎌江宏之氏（東京大学大学院生）・古尾谷知浩氏（東京大学大学院生）にお願いし、その成果について以下の玉稿を賜った。

漆紙塊A（第一号～第三号）

1. 形 状

これらの文書は、3枚のふた紙が折りたたまれてひと塊りにまとめられた状態で出土した。その最も外側の漆紙を第一号とし、内側に挟まれたものを第二号・第三号とした。3点のおおよその位置関係は第5図のようになっていた。

出土した状態のままで、赤外線テレビカメラによる観察によつていくつかの文字が確認できた。以下、第一号の文字が確認できる側を仮にA面、逆側をB面として扱う。A面では第一号に、B面では第三号が複雑に折りたたまれ、その部分に文字が見られる。折りたたまれた内側の文字を確認するためには、これらの文書を展開する必要があり、出土後の状態を写真撮影した上で、赤外線テレビカメラによる展開作業の映像をビデオテープに記録しながら、現在作業を進めている。

2. 釈 文

今回は、展開作業以前にA面で確認された第一号漆紙文書の文字についてのみ扱う。なお、この第一号文書については未展開の部分があり、その部分にも墨痕が認められる。今後の作業の結果、さらにいくつかの文字の釈読が可能になると考えられる。

〔第一号〕

延長六年は西暦928年にあたる。年号の上側が空白になっていること、さらに年号の左側も、広く空白になるとみられることなどから、「延長六年十月」は文書末尾の年月日を記した部分であり、またその右側の行は、文書の書き止め文言の類と推定される。

なお、「延長六年十月」のさらに下側に未展開の部分があるが、現状で日付は確認できない。

延	□	〔	第一
長	□	号	〕
六			
年			
十			
月			

10世紀の年紀を持つ漆紙文書の出土は全国で初めてのことであり、

第一号漆紙文書釈文

年紀の明らかな漆紙文書の中では最も新しい時期の例となる。

漆紙塊B（第四号～第九号）

1. 形 状

これらの紙は6枚の紙が複雑に重ねられ、折りたたまれた状態で出土した。その最も外側の紙片を第四号とし、内側に向かって順に第九号まで番号を付した（第5図）。これらが廃棄された過程を述べると次の通りである。

まず、第九・八号をウルシ面どうし重ね合わせた上で四つ折りにする（第九・八号が同一の紙の可能性もあるが、その場合は八つ折りとなる。）次いで、第七・六号のウルシ面どうしを合わせ、二つ折りの状態で第八・九号にかぶせる。さらに第五・四号についてもウルシ面どうし合わせ、同様に二つ折りの状態で第九～六号にかぶせ、廃棄する。

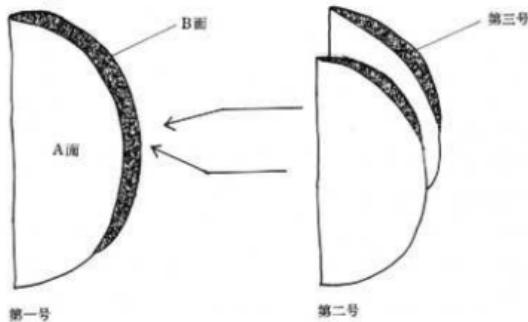
これらの紙片について、出土後の状態を写真により記録した上で折りたたまれた部分を展開した。その結果、展開された状態は次の通りである。

- ◎ 残存する形は第四～七号はほぼ円形を呈し、径は第四号が約18cm、第五号が約11cm、第六号が約12cm、第七号が約14cmであった。また、第八号は長辺約20cm、短辺約11cmの長方形の範囲におさまる形で遺存し、第九号は遺存状態が悪く、残存範囲を確定することはできない。
- ◎ 第九号は、第八号の内側にあったにも関わらず、紙の遺存状態は最も悪い。
- ◎ 前記のことと一見矛盾するようでもあるが、第八・九号は縁が直線状になっている部分や、隅が直角になっている部分がある。

一般的に円形を呈して残存する漆紙の中にあって、この場合はどのような条件下で遺存したかは判然としないが、紙の縁辺まで漆が付着したため、もとの長方形の紙の端の一部が残存してこのような形状になったと考えられる。

- ◎ 第六～九号の4紙が複雑にシワがよっているのに対し、第四・五号はこれらの内側の紙のシワの形に左右されず、単にかぶせられているだけで、すぐに分離できる状態にあった。第六～九号はシワがよったままの状態である程度固化し、その後に第四・五号がかぶせられたのかもしれない。
- ◎ 第四号については、後述する文字の行と平行に、文字面からみて山形の折れ目状の筋が直線的に認められる。その数は少なくとも4本あり、それぞれの間隔は約3cmである。この筋は折界である可能性もあるが、文字と重なっている箇所もあり、断定はできない。あるいは文書を巻いて折ったときの折れ目とも考えられるが、筋と筋の間隔を厳密に測定することは困難であり、例えば右から左に向かって（あるいはその逆に向かって）間隔が狭くなるなどといったような、積極的にこれを裏付ける知見は得られなかった。
- ◎ 赤外線テレビカメラにより、墨痕が認められるのは第四・五号のみであり、第六～九号に

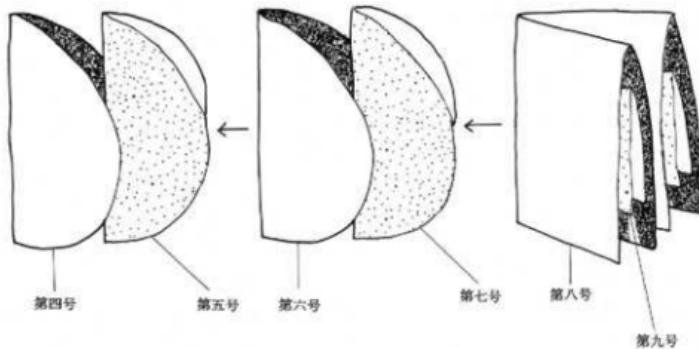
漆紙塊A (第一~三号)



(凡例)



漆紙塊B (第四~九号)



第5図 漆紙塊模式図

についてはこれを検出できなかった。以下の訟文については墨痕のある第四・五号についてのみ述べる。

2. 訟 文

(第四号)

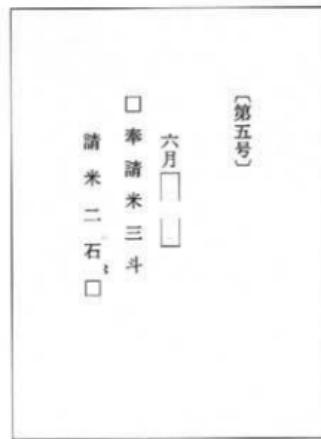
6行が認められる。行間約29~32mmと広く、文字も約18~23mmと大きい。字体が行書体あるいは草書体に近いことと併せて考えると、書状の類である可能性が高い。内容は不明であるが、大刀1腰を含む物品の請求に関わるものか。

(第五号)

3行が認められる。行間は約36~39mmを測り、文字の大きさは約23mmである。3行目の最も下の字の右肩にあたる部分に「：」形の墨痕が見える。文字の一部の可能性もないわけではないが、位置が不自然であり、何らかのチェックの際の符号、あるいは訂正の符号であるかもしれない。

第五号の文書としての性格は不明であるが、文字・行間の幅から考えると、これも第四号と同様に書状の類である可能性が強く、内容は米の請求に関わるものであろうか。

なお、3行目の「米」字付近に、紙背の墨痕が左文字として浸み出でて見える。オモテ面の文字と重なっているため、判読は困難であり、どちらの面が第1次利用であるかなどについても現状では判断できない。



第四・五号漆紙文書訟文



第6図 漆紙塊A赤外線ビデオ写真

(第四号)



(第五号)



第7図 第四・五号漆紙文書赤外線ビデオ写真

第V章 考 察

1. 平安時代の土器食膳具について

(1) はじめに

今年度の調査では、掘立柱建物の雨落溝・井戸・土坑の内部を中心に多量の土器が出土した。これらの詳細については前章で述べた通りである。この内主屋と考えられるSB01の雨落溝からは、土師器食膳具を中心とした良好な一括土器が「延長六年十月」の紀年銘をもつ漆紙文書と共に伴して出土しており、10世紀後半における当該地域の土器編年を考える上で基準資料になるものと考えられる。ゆえに以下では、この資料を基軸とし周辺遺跡の資料も援用して、当該地域における10世紀台の土器編年を概観するものである。なお、今回の検討の対象としたのは食膳具についてのみであり、その他の器種については出土量が乏しいことから、今後の資料増加をもって再考したい。

(2) 検討資料の出土状況

① 八幡林遺跡I地区II層及びSB57・58周辺出土の土器

古志郡衙に関連する八幡林遺跡の中では終焉に近い段階の土器群と考えられ、A・H・I地区など低地部を中心に出土している。

四面庇付建物が載る丘陵の前面低地（I地区）は、8世紀末以降数回に渡って丘陵裾を切り崩した土砂で埋め立てが行われている。今回取り上げた資料は、最新の整地面の上に構築された建物（SB57・58）の周囲および、整地面を薄く覆う暗褐色土（II層）中に包含されていた。最新の整地面上には、地震起源と考えられる地割れや断層が観察され、II層はそれらを完全に覆っていることから、同層の堆積時期は地震以降と考えられる。

『三代實錄』では、貞觀5年前後に北陸地方を中心とする大規模地震の発生が記録されており（注1）、断層・地割れの規模からこの時の地震に対応する可能性が最も高い。そうであるならば、同層出土土器は貞觀5年（863年）以降と考えることが出来よう。

② 門新遺跡93年調査区旧川道内出土の土器

1993年の国道バイパス建設にともない、本年度調査区から南へ約100m離れた地点でも発掘調査が実施されている。この時の調査では、平安時代の河道から馬形等の木製祭祀具と共に多量の土器が出土した。これらは完形率が高く、幾つかのブロックをなし集中して発見されたことから、何らかの祭祀が行われた後に一括廃棄された可能性が高い。これらには、前述したI期（あるいはそれ以前）に近い資料も微量含まれるが、新しい器種である須恵器有台碗が出現していることや、食膳具の中で須恵器の占める割合が10.0%以下に減少している状況は、I期よ

〔注1〕 『三代實錄』貞觀五年 「六月十七日戊申 越中越後国地大震………民震死死者衆………」

り時代が下ることを示している。

③ 門新遺跡94年調査区 S B01・S B07柱掘方出土土器

S B01・S B07の柱掘方内からは完形の土師器・黒色土器の食膳具が出土しており、建物を建てる際に地鎮の目的で埋納された土器群と考えられる。これらは出土量は少ないが、内容的に最も整備された建物群II類の創建期を示す資料である。

④ 門新遺跡94年調査区 S D03出土土器

S D03は、S B07の南側でクランク状に曲がりテラス状遺構の西背に取りつく溝で、灰褐色及び黄褐色を呈する間層を挟んで、多量に遺物を含む上下2枚の暗褐色土が確認された。下層出土の土器は、煮炊具や貯蔵具を多く含み、食膳具の完形率が他の遺構よりかなり低いことから祭祀等で一括廃棄された可能性は薄く、II類の建物の創建から廃絶までの遺物を幅広く含むものと考えられる。

上層の暗褐色土は、S D03がほぼ埋まり浅い窪みとなった段階の堆積層であり、下層とは明らかな間層で分離できることから、両者は連続せず若干の時間差が想定される。上層の土器群は、III類の建物群に伴うものと考えられる。

⑤ 門新遺跡94年調査区 S B01雨落溝（S D151・S D152）出土土器

S D151はS B01の東面に添う雨落溝である。本溝からは200個体を越える土器が集積された状況で発見されており、溝口まで土器で埋まり溝としての機能を失っている状況から、建物が廃絶する段階で入られた土器群と考えられる。

それに対しS D152は西南側に所存する雨落溝で、覆土から200個体を越える土器が出土したが、S D151のように集積された状況ではなかった。出土土器は土師器無台碗がほとんどで、ほぼ完形で出土した資料のうち、40%にあたる18個体に灯明皿として使用された痕跡を残すことから、灯火を用いた祭祀の後に一括廃棄された可能性が高い。これらの土器群に伴って「延長六年」の漆紙文書が出土し、文書の保存期間や漆紙としての使用期間を若干考慮しなければならないが、土器の実年代を示唆する貴重な共伴資料と考えられる。

⑦ 門新遺跡94年調査区 S E10出土土器

S E10は本年度の調査区内で唯一発見された井戸で、簡単な上屋（S B06）を伴う。その方向から、最盛期であるII類の建物群に伴うものと考えられる。S E10からは井戸廃絶に伴う祭祀で入れられた完形土器が50個体以上出土している。

土器の出土状況は、井戸底面から「泉内」の墨書きを持つ須恵器の有台鉢・埋土の下層及び上層の2段階のレベルから完形の土師器無台碗が出土し、埋井の祭祀にあたっての土器投入は3段階以上に渡っている可能性が強い。

(3) 食膳具の変遷

これまで概観してきた土器群は、地震跡との関係や「延長六年」の漆紙文書の共伴・周辺地

域の土器様相との対比から、概ね9世紀後半～10世紀台に位置づけられるものと考えられる。以下では各土器群間の法量や形態・組成上の差異から、時期による変遷について考察するものである。

第Ⅰ期

八幡林遺跡Ⅰ地区II層及びS B57・58周辺出土の資料を基準とし、同遺跡では最終段階の土器群といえる。地盤との関係から863年より新しく、9世紀第4四半紀に中心を置くものと考えられる。地域は異なるが、頸城郡に属する一之口遺跡西地区S E 183出土資料〔坂井1986〕に対比されるものと思われる。

食膳具には土師器・黒色土器・須恵器がみられ、三者の比率は55.0、9.9、35.1（%）で須恵器の食膳具全体に占める割合は、前出の一之口遺跡西地区S E 183における状況（10%以下）よりもかなり高い。須恵器の器種構成は、口縁の外傾度が大きい小型の無台杯が主体で、身が深く器壁が薄い有台杯も1定量確認されている。これらは全て佐渡小泊窯跡の製品と考えられ、いわゆる江ノ下段階〔坂井秀弥1989〕に位置づけられよう。

土師器は底径の大きな無台碗B 1・C 1類が主体で、身が深く大型のA 2・D 2類等も一定量存在する。底部回転糸切りの後、ヘラケズリ・ナデによる再調整を施す例が目立ち、その中には内外面全体をヘラミガキする精製品も含まれる。法量は口径12～13cmのものが主体で、口径が15cmを越える大型のものも見られる。有台碗は全体の3%を占めるに過ぎない。

黒色土器は身の深い無台碗が主体であり、有台碗は底部破片が2個体確認されるのみである。無台碗の法量は、口径15cmを越える大型のものが多い。底部は回転糸切りの後ヘラケズリ・ナデによって再調整される例が目立ち、内外面全体をヘラミガキする資料も見られる。

第Ⅱ期

門新遺跡93年調査区旧河道内から出土した資料を基準とする。実年代を示す資料は出土していないが、I・III期の位置づけから10世紀の第1四半紀に中心を置くものと考えられる。

土師器・黒色土器・須恵器の量比は82.5、9.7、7.8（%）で、八幡林遺跡Ⅰ地区II層の段階に組成の35%を占めていた須恵器は激減する。須恵器にはロクロ成形による器面の凹凸が著しい無台杯と、新たな器種として、口縁が「ハ」の字に直線的に立ち上がり幅広の高台をもつ有台碗が見られる。

土師器食膳具は全て無台碗で、底径が大きいB・C・D類が組成の中心である。この他、身が深い大型のA 2類も一定量存在する。底部の切り離しは全て回転糸切りで、I期に顕著であっ

坂井秀弥 1984 「今治遺跡群における奈良・平安時代の土器」『新潟県埋蔵文化財調査報告書第35集 今治遺跡・下新町・子安遺跡』 新潟県教育委員会

坂井秀弥 1989 「第VII章2節 3) 須恵器窯跡との関係」『新潟県埋蔵文化財調査報告書第53集 山三賀II遺跡』 新潟県教育委員会

たヘラケズリ・ナデ・ミガキで器面に再調整を施したものは減少する。無台碗の法量は口径12~13cmのものが主体で、このほかに14cm前後・15cm前後の各段階のものも一定量確認できる。

黒色土器は全て無台碗であり、口径15cmを越える身の深い大型品が主体である。器面調整は第Ⅰ期と比較して簡略化傾向が伺え、Ⅰ期に顕著であった内外面全体をヘラミガキする精製品は少ない。

第Ⅲ期

門新遺跡の最盛期と考えられ、Ⅱ類の建物が機能している段階である。

本期は、Ⅲa期（建物群の創建期）・Ⅲb期（建物群が廃絶される時期）に大別できるが、前者は、建物の柱掘方から出土した少量の土器のみであり、型式内容は不明確である。SD03下層出土土器は、創建から廃絶までの時期幅を持った資料と考えられる。以下では各小期の内容について概観する。

（Ⅲa期） SB01およびSB07の柱掘方から出土した土器を基準とするが、資料数が少なくて詳細な型式内容は不明である。

土師器は底径が大きなB1・D1類および身が深いA2類が見られ、第Ⅱ期の門新旧河道内出土土器の様相に近いが、須恵器と同一の器形・製作技術を示す土師器無台杯が2個体含まれる点に特色がある。同様の資料は佐渡高野遺跡や藤塚貝塚などに類例があり[春日ほか1991]、これらとの関係が注目される。

黒色土器は身の深い無台碗が2個体出土しているが、ヘラケズリ・ナデによる底部の再調整は見られない。

（Ⅲb期） SB01の雨落溝であるSD151・SD152および、SE10の埋土から出土した資料を基準とする。

当該期の食器には須恵器・土師器・黒色土器・灰釉陶器の四種類があり、その構成比率は96.3、2.9、0.6、0.2(%)である。須恵器は全て佐渡小泊窯跡の製品と考えられ、口縁の外傾度が大きく底部が丸底気味となる無台杯と、第Ⅱ期のものに系譜が迫れる有台碗が見られるが、器壁は異常に薄く、有台碗の高台部分は華奢で退化傾向が著しい。

土師器は無台碗A1類が全体の60%前後を占めるようになる。B1類も一定量存在するがC・D類は少なくなり、Ⅲa期以前とは大きく様相が変化している。無台碗の法量は口径11~13cmのものが主体で、若干の小型化傾向が指摘できる。また絶対量は少ないが、14cm前後のもの・15cmを越える大型のものも確認できる。有台碗は全ての遺構でみられるが、その占める割合はいずれも5%以下である。

黒色土器は無台碗が主体で、有台碗はSD152で2点が出土したのみである。

灰釉陶器はS D152から出土した完形の有台碗1個体のみである。釉薬は刷毛塗りで、光ヶ丘1号窯式に対比されよう（注1）。

次にa・b各小期の実年代について考えてみたい。このうち年代の基準となるのはIII b期であり、根拠としては「延長六年十月」（928年）銘の漆紙文書の共伴が上げられる。漆紙の性格上、文書としての保存期間・漆容器の蓋紙としての使用期間を加味する必要があり、文書が書かれた年代=III b期の年代とはならないが、III b期が10世紀第2四半紀に位置づけられることはほぼ確実であろう。III a期は第II類の建物群の創建期と考えられることから、928年よりは古く、10世紀第1四半紀の後半にいく込む可能性が高い。

第IV期

S D03上層の土器群を基準とし、最も新しい掘立柱建物III類に伴う可能性が高い。第III期の遺物を包含する下層とは、遺物を含まない明確な間層が存在することから、両者は連続せず若干の時期差が存在するものと思われる。

本層の食膳具は黒色土器無台碗が2個体見られる以外は全て土師器で構成されている。主体をなす土師器無台碗は、口縁部が大きく外反するD類のみが見られる。有台碗は1個体出土しているが、下層出土のそれより身は浅く底径も小さくなっている。このほかに新しい器種として小皿を伴う。

黒色土器は土師器無台碗と同様に、口縁端部を強く外反させた端反りのものが見られるが、出土量は少ない。

次に第IV期の位置づけについて考えたい。当該期の特徴としては、前段階に土師器無台碗の60%前後を占めていたA 1類が存在しないこと・新しい器種として小皿が出現していることの2点が上げられる。しかし資料の絶対量が少ないとから、これに起因する組成の偏りの可能性もあり、詳細は不明である。ゆえに現段階では、10世紀後半という漠然とした年代観で捉えておきたい。

（4）結び

以上、門新遺跡出土資料を中心とした、9世紀後半から10世紀台の食膳具の変遷について概観を試みてきたが、その成果に基づき若干の私見を加え結びに代えたい。

越後における律令期から王朝国家期にかけての土器様相は、頸城郡に所在する今池遺跡群・一之口遺跡、沼垂郡に所在する小丸山遺跡・山三賀遺跡における成果を中心に詳細に検討してきたが、両郡の中間に位置する古志郡では、従来良好な一括資料に乏しく土器様相について

（注1） 光ヶ丘1号窯式は9世紀後半-10世紀前葉頃に位置づけられ、共伴した「延長六年」銘の漆紙文書とは年代が合わない。このことは、廃棄までに若干の伝世期間があった事を示している。第III期を通じて機能していたと考えられるS D03においては、大原2号窯式の灰釉陶器が出土しており、これについては製作年代と廃棄年代の差が小さく、年代的に矛盾しない。

不明な部分が多くあった。ここ数年来の門新・八幡林両遺跡の調査成果は、当該地域における編年上の空白を埋めるものといえる。

第Ⅰ期は古志郡衙に関連する八幡林遺跡の最終段階である（注1）。当該期は食膳具の中での須恵器と土師器の量比が逆転し、60%以上がロクロ土師器で占められるようになる。これに対し、国府の所在する頸城郡では、若干先行する今池遺跡SD3IV層の時期に量比の逆転が見られる。

春日真実は、一之口遺跡西地区出土の土器群と小丸山遺跡のそれを比較して、国府の所在する頸城郡と他の郡では食膳具における須恵器から土師器への転換期が一律ではないことと、この事情が国衙勢力主導による施策に起因する可能性を指摘しており〔春日1993〕、今回八幡林遺跡で確認された状況も、その考え方と矛盾しない。

第Ⅱ期では食膳具における須恵器の割合が10%以下となり、土師器への転換が先行した頸城郡の状況に近づく。須恵器では、前段階まで定量存在した身の深い有台杯がほとんど確認できず、代わりに新しい器種である有台碗が出現する。土師器無台碗は、第Ⅰ期に特徴的であった底部等を再調整するものはほとんど見られず、ロクロによる凹凸が顕著となるほど、器面調整の簡略化傾向が伺える。黒色土器も同様で、内外面全体を磨く精製品は稀で底部付近にヘラケズリするものが少量確認できるのみとなる。

第Ⅲ期における須恵器食膳具の器種構成および土師器との量比は、第Ⅱ期とほぼ同一であるが、器形や細部の調整に退化傾向が著しい。これらは第Ⅰ～Ⅱ期と同様に全て佐渡産の可能性が高いが、この段階の製品を焼成した窯跡は確認されていない。食膳具で主体をなす土師器無台碗は、Ⅲb期に底径が著しく小型化し、法量も全体的に小振りなものが多くなる。またⅢa期に見られる土師器無台杯は、器形・製作技術が須恵器のそれと同一であり、佐渡産である可能性もある。

第Ⅲ期の実年代は、その後半であるⅢb期に「延長六年」の紀年銘を持つ漆紙文書を伴つてることから、10世紀第1四半紀の後半～第2四半紀の前半に位置づけられる可能性が高い。当該期に伴った須恵器有台碗などは、小泊窯跡で食膳具を焼成した最終段階の製品に近いと考えられ、從来推定されていた小泊産須恵器の年代観は、相対的に溯らせる方向に修正する必要があろう（注2）。

（注1） 当該期の八幡林遺跡は建物の周囲に品を伴い、いわゆる閑宅地に近い景観を呈することや、墨書き器の内容に都あるいは官衙に関わるものを見られなくなるなど、全国的な律令体制の崩壊の流れの中で、本遺跡の性格も都閑連施設から変質してしまった可能性が高い。

春日真実 1993 「王朝国家期の越後——上越市一之口遺跡（西地区）・新潟市小丸山遺跡を事例として——」『新潟考古』4号 新潟県考古学会

（注2） 第Ⅱ期に並行すると考えられる佐渡窯跡の土器群は、從来10世紀の第2四半紀頃に位置づけられていた〔春日ほか1991〕。しかし第Ⅲ期における「延長六年」（928年）の漆紙文書の共伴から見て、第Ⅲ期は10世紀第1四半紀の中に収まると考えるのが妥当であろう。

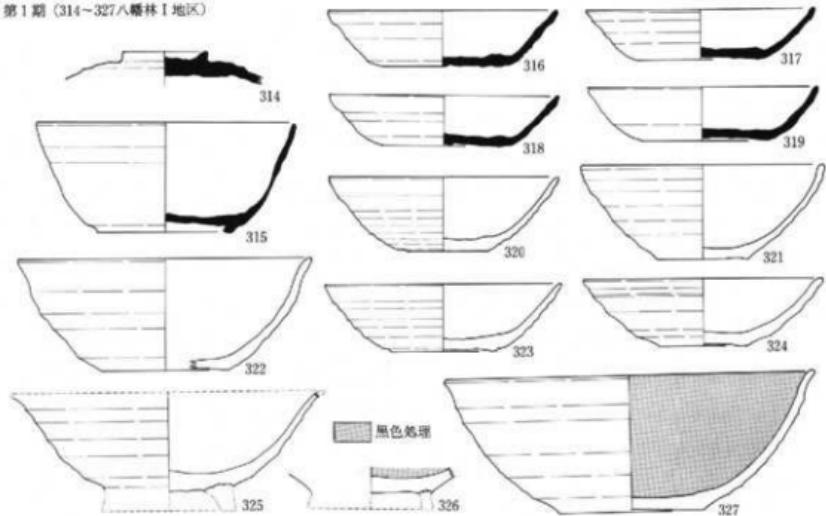
第IV期の食膳具は全て土師器・黒色土器で構成され、須恵器は確認されていない。第III期と比較して、主体をなす土師器無台椀の形態が大きく異なり、確實に何型式かを間に挟むものと思われる。

当該期の位置付けは、S D03における状況から10世紀中葉以降と考えられるが、資料の絶対数が少なく詳細は不明である。

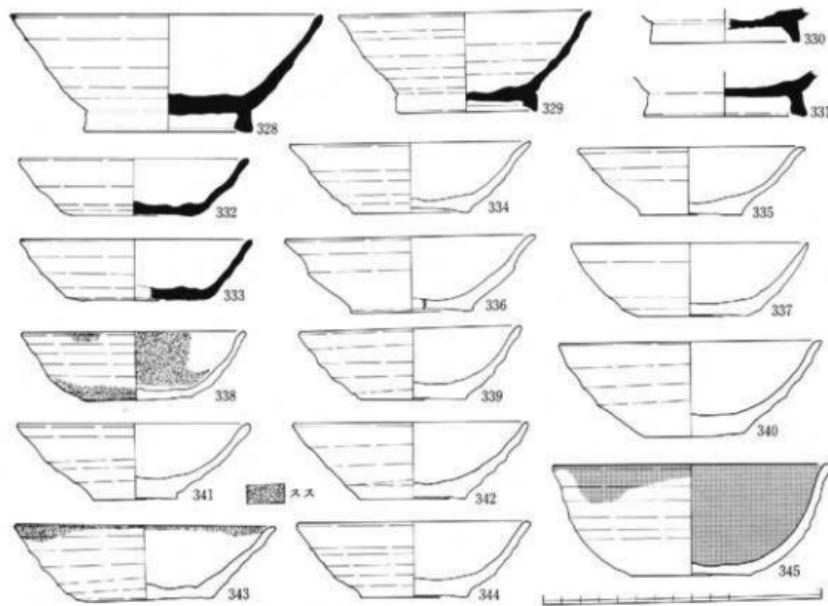
最後に施釉陶器の保有状況について触れてみたい。今回検討した第I～IV期の中で施釉陶器が確認できるのは第III期（門新遺跡94年調査区）のみである。内訳は緑釉陶器1点・灰釉陶器8点で、灰釉陶器の型式は光ヶ丘1号窯式～大原2号窯式のものを含んでおり、頸城郡に所在する同タイプの遺跡と比較して施釉陶器の保有量は格段に少ない（注1）。門新遺跡は床面積が200m²を越える県内最大級の主屋をもっており、その格式を考えた場合に施釉陶磁器の量が貧弱すぎる印象を受ける。これが両者の階層差に起因するものなのか、あるいは信州からの陸路に沿い、生産地である美濃とは間接的に結ばれている頸城郡と、そのルートからはずれた古志郡との物資の流通状況の違いなのか、今後の検討資料の増加を持って明らかにされるべき問題である。

（注1） 時期的に若干先行するが、一之口遺跡西地区の大型建物（S B185）周辺出土の土器組成を見ると、食膳具における灰釉陶器（光ヶ丘1号窯式）の占める割合は、実に16.8%にも達している。

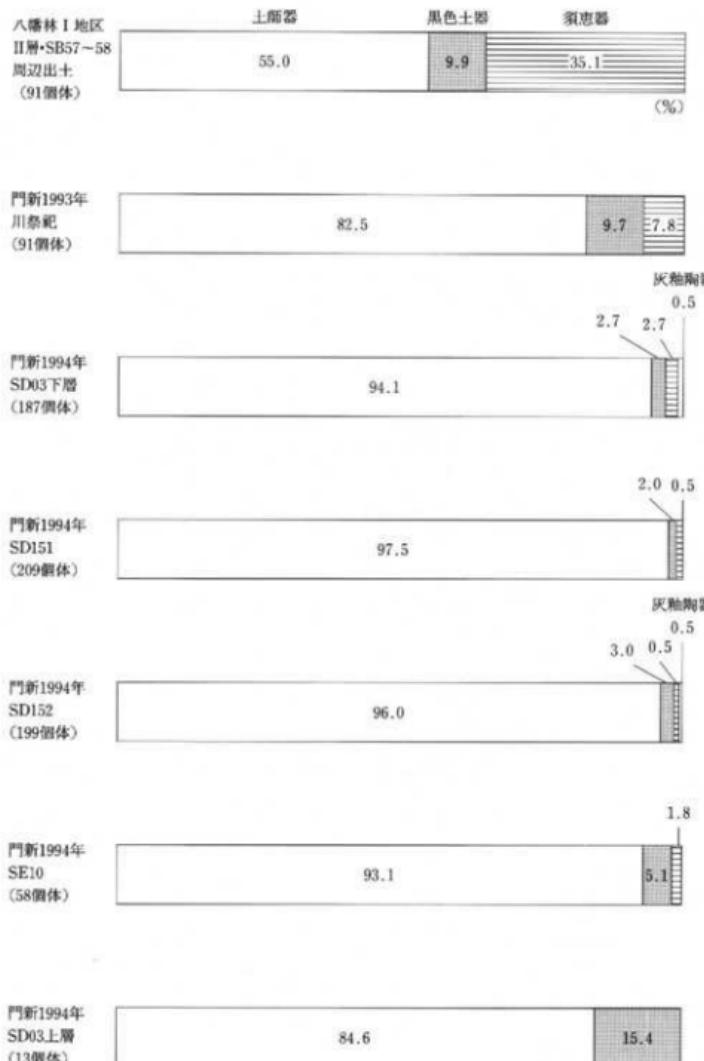
第Ⅰ期 (314~327八幡林I地区)



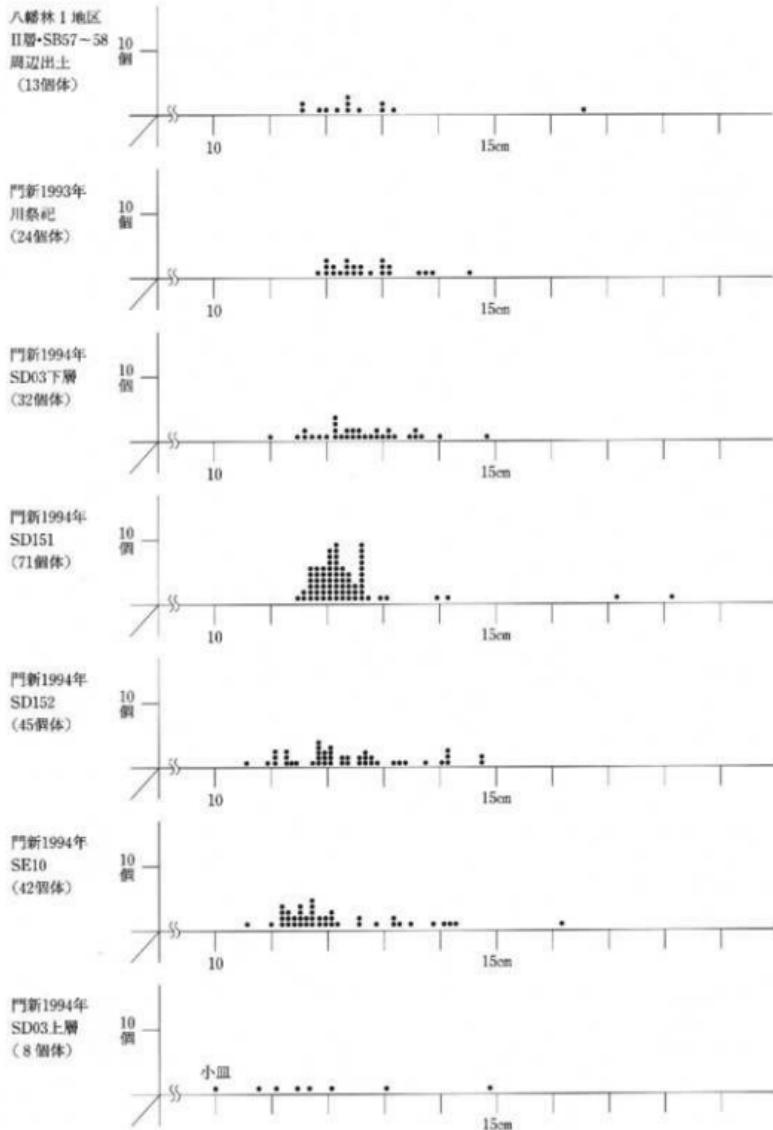
第Ⅱ期 (328~345門新川祭祀)



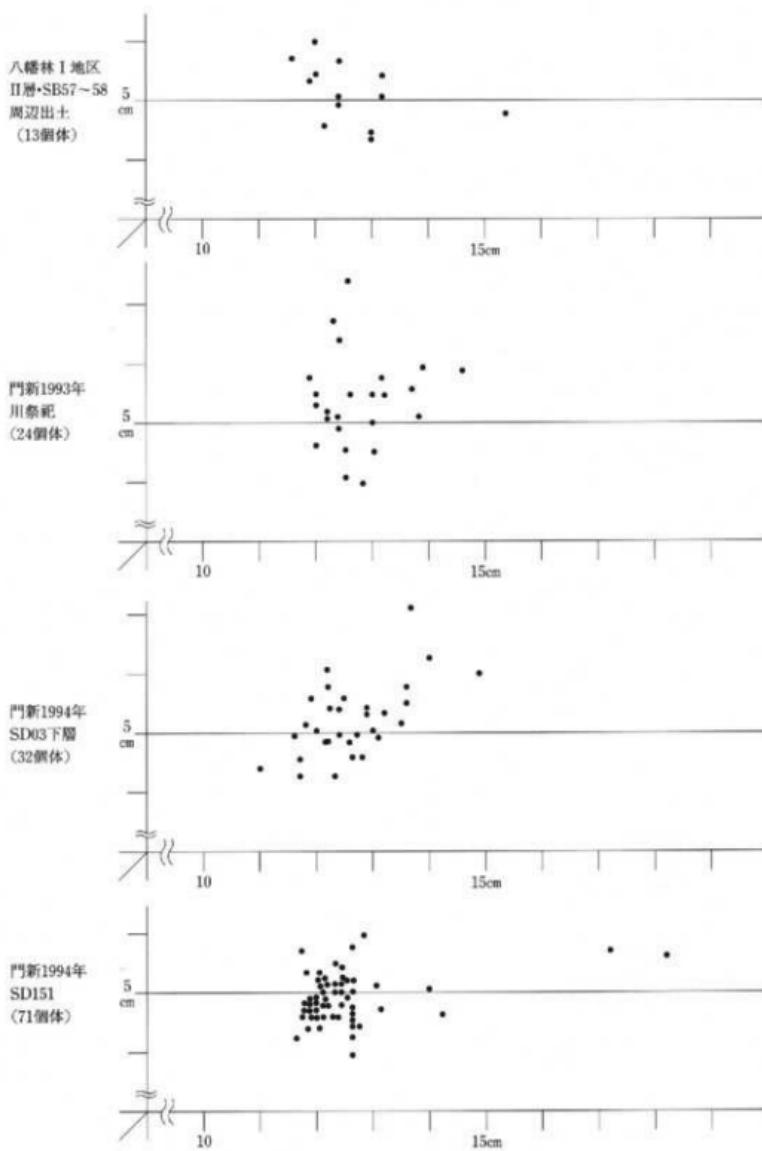
第8図 八幡林遺跡及び門新遺跡1993年調査出土土器



第9図 土器食膳具種別組成表

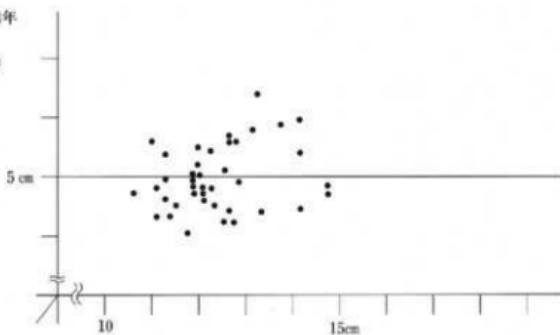


第10図 土師器無台椀遺構別口径分布図

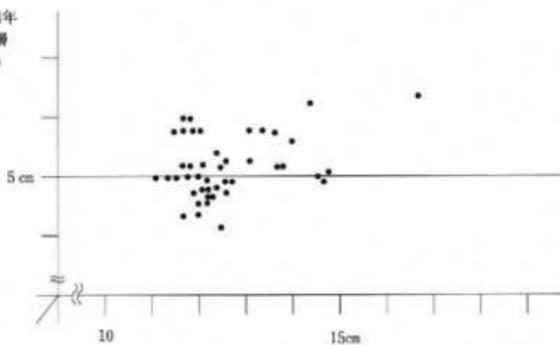


第11図 土師器無台椀口徑・底径相関図(1)

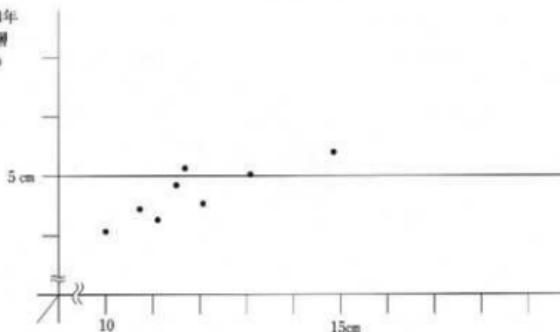
門新1994年
SD152
(45個体)



門新1994年
SD03下層
(42個体)



門新1994年
SD03上層
(8個体)



第12図 土師器無台椀口徑・底径相関図(2)

圖13 土器與鐵器時代

2. 門新遺跡の動態について

(1) はじめに

今年度の調査区内では11棟の掘立柱建物が検出されており、第III章2aで述べたとおり建物の方位によってA～Cの3類に分類できる。この方位の違いは時期差に起因するものであり、柱穴の重複関係や柱掘方内部より出土した土器の検討等から、A⇒B⇒C（古⇒新）という変遷が考えられる。以下では掘立柱建物以外の関連する遺構も含め、遺跡の変遷について簡単にまとめてみたい。

なお建物各類の所属時期については古いほうからA期・B期・C期と呼称し、共伴した土器食膳具の年代観から、その実年代を推定するものとする。

(2) 各期の概要

(A 期)

A期の建物は、軸はほぼ正方位を示すSB03・SB11の2棟が確認されている。これに付随する溝・土坑等の遺構は明確でないが、調査区内に見られた自然河川は、ほぼ同じ流路で存在していた可能性が高い。SB11・SB03はB期のSB01・SB04とほぼ同位置で重複しており、主屋（SB11・SB01）と付属建物（SB03・SB04）の関係も一致するなど、近接した時期での立て替えの可能性がある。

当該期の実年代は共伴遺物が不明確なため詳細は不明であるが、前述した状況からB期に近い10世紀後半頃と考えられよう。

(B 期)

B期の建物は、長軸がN-8°-W前後を向くかそれと直交し、SB01-02・06-08・10がこの領域に入る。SB04はA期に近い方位を示すが、SB01・02と同一のレイアウトの中に組み込まれており、これを含め合計7棟がB期に伴うものと考えられる。

3面に庇を持つSB01は平面積が200m²を超え、当該期の中心的な建物である。他の中小の建物のうち共伴遺物・構造から機能が明らかなものはSB02・06・07で、それぞれ鍛冶工房・井戸の上屋・倉庫であったと考えられる。

関連する遺構としては、①建物群を東西2ブロックに分けるSA03や、建物の目隠し塀の可能性があるSA01・02などの4条の柵列、②建物の雨落溝・区画溝（SD151-152・159=SB01, SD157-160=SB02, SD156=SB04）、③井戸（SE10）および、その周辺に所在する大型の土坑（SK56-57）、④建物群を外部と隔離する外郭施設（西面=SD02・それを除く3方=自然河川）、⑤自然河川の西肩を掘り込んだ舟着場状の遺構、⑥性格不明の溝（SD03）などがあげられる。

当該期は建物群が最も充実した段階であり、明瞭な外郭施設をもち各機能空間を溝・柵で区画するなど、卓越した主屋を中心として大小の建物が整然と配置される。また、遺跡内に取り

込まれた河道の一角に舟着場を設けていることも大きな特色であり、物資の輸送に際して内水面を積極的に利用していた状況が読み取れる。

B期の実年代は、第V章1で述べたように第III期の土器食膳具を伴なうことから、10世紀第1四半紀の後半から第2四半紀の前半頃に位置づけられよう。

(C 期)

C期は建物の長軸がN-15°-W前後を向き、S B05・09の2棟が確認されている。これに関する遺構としては、S B09の目隠し塀である可能性が高いS A05や、S B05・09間に所存する畠・土坑数基が同時期のものと考えられる。

確認された建物の件数・規模はB期と比較してかなり貧弱で、関連遺構の分布範囲は明らかに狹まる。前段階に整備されたS D02・03の大溝・舟着場状のテラスは、周囲から流入土によって完全に機能を停止している可能性が強い。

当該期の位置づけは、共伴した土器の年代から10世紀後半頃と考えられるが、土器の項でも述べたように、B期（土器食膳具第III期）との間には遺構・遺物の存在しない明確な空白期間が存在し、遺構の内容からみても前後で遺跡の性格が大きく変化した可能性が強い。

(3) 遺跡の性格

門新遺跡は吉志郡衙関連の八幡林遺跡が廃絶した直後（10世紀第1四半紀）に出現し、10世紀後半まで機能していたことが判明している。以下では、構造・共伴遺物等から伺える遺跡の性格について時期別に考えてみたい。

A期は東西棟・南北棟の建物が2棟確認されたのみで、関連遺構などは明らかにできなかつたが、西側の調査区外（3C付近）に南北棟が存在したとすると、いわゆる「コ」の字配置をとることになり、多数の建物が規格的に配置されるB期の前段階として注目される。前項で述べたように、B期の主屋・付属建物であるS B01・S B03とA期のS B11・S B04は、ほぼ同じ位置で重複しており、両者は一連のものである可能性が高い。

B期は建物が最も充実した段階であり、門新遺跡の最盛期と考えられる。当該期の特色としては、明確な外郭施設を持ち、卓越した規模の正屋を中心に多くの付属建物が整然と配置されることや、自然河川を取り込み舟着場を持つこと、敷地内に鉄器や漆器製作の工房を持つ点などがあげられる。

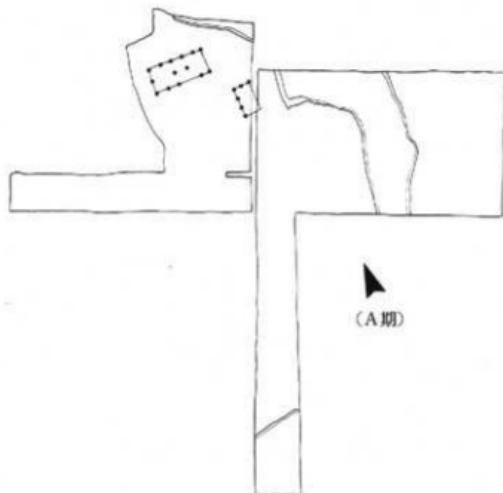
律令体制が崩壊し、地方支配の担い手である郡が機能しなくなるこの時期、規格性をもって建物が並ぶ当該期の門新遺跡は、いかなる性格を持っていたのであろうか。

前述した時代背景から郡衙とは考えにくく、郡の機能を一部継承するような地方官衙の存在も予想されるが、明確な検出例は知られていない。また、寺社系の莊園も当該期までには衰退・荒廃したことから、莊園の管理施設（莊家）の可能性も少ない。以上の状況から「より私的な施設」、すなわち八幡林遺跡が機能していた時代に郡司を歴任していた首長層、あるいは

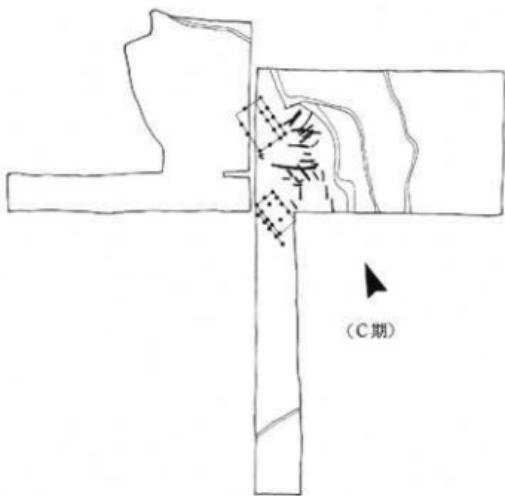
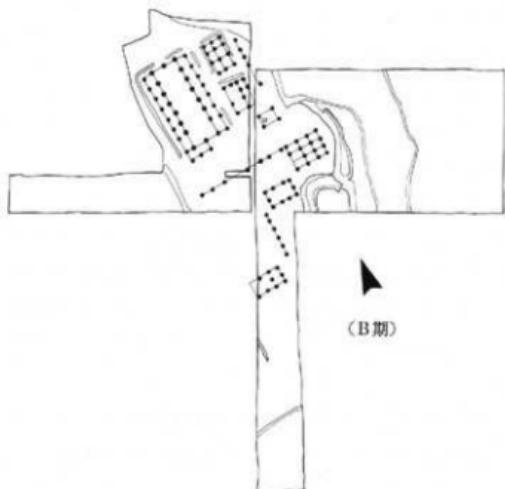
は私出舉等の私的経済活動によって急成長した富豪層が、郡衙の解体と共に郡が持つ機能の一部（物資の輸送や交通、鉄器・漆器など重用品の生産）を掌握し、さらなる勢力拡大のために造営した新しい地域支配の拠点（開発領主の居宅）と捉えるのが妥当であろう。出土漆紙文書に見える、米・武器（大刀）の請求に関わる内容は、遺跡の性格を如実に物語るものといえる。特に大刀を請求した文書の存在は、拠点内における武器の掌握を暗示しており、当該期における越後の内情を示している点で重要な資料である。

C期は門新遺跡の最終段階であり、B期の建物が廃絶してから若干空白期間をおいて、桁行4間の建物が2棟構築される。当該期は建物の周囲に壇を伴い、文献史学でいう「園宅地」に近い景観を呈することや、建物規模も一般集落のそれと大差がないなど、地域の開発拠点であったB期とは内容が大きく異なる。このことからC期の門新遺跡は、一般的な低地開発の集落であった可能性が高い。

門新遺跡周辺において、まとまった掘立柱建物が構築されるのは当該期が最後である。以後の集落の中心は、遺物の分布状況から現在の上桐集落が展開する山際付近に移動したものと推定される。



第14図 門新遺跡における建物群の変遷模式図 (1)



第15図 門新遺跡における建物群の変遷模式図 (2)

第VI章 調査成果要約

本年度の門新遺跡の調査成果を要約すると、以下のようになる。

(遺構について)

- ① 自然河川の蛇行部によって三方を囲まれた約3,200m²の範囲に、11棟の掘立柱建物を中心とする多數の遺構が検出された。
- ② 掘立柱建物の時期は、共伴遺物などから10世紀代のものと考えられ、A～Cの3時期に区分される。
- ③ 10世紀第2四半紀頃に位置づけられるB期が遺跡の最盛期であり、平面積が200m²を超えるS B01を中心とし、倉庫など6棟の付属建物が伴う。
- ④ B期には、遺跡の内外を分ける明瞭な外郭施設が存在し、内部も溝・柵などで整然と区分されるなど、官衙風の構造を持つ。また、当該期の川岸には舟着場状の遺構が確認され、物資の輸送等に内水面の積極的な利用が伺える。
- ⑤ B期の建物群は、遺構の内容や漆紙文書等の共伴遺物から、律令体制崩壊後の新たな地域支配の拠点（開発領主の居宅）であった可能性が強い。
- ⑥ C期になると建物の規模が貧弱となり、周囲に畠を伴うなど、開発拠点としての性格は失われる。

(遺物について)

- ① B期の遺構を中心に大量の土器が出土しており、古志郡における編年上の空白を埋める、重要な資料と考えられる。
- ② B期の主屋（S B11）の雨落溝では、多量の土器と延長の年号を持つ漆紙文書が出土しており、10世紀第2四半紀の土器様相を示す基準資料になると考えられる。
- ③ 新潟県では初めて漆紙文書が確認された。漆紙は2つの大きな塊で出土し、解体・展開した結果、合計9枚の紙が折り込まれていることが判明した。
- ④ 9枚の漆紙のうち文字が判読できたのは、第一・三～五号の4点である。
- ⑤ 第一号は文書の末尾と推定され、「延長六年十月」という年月日を記した部分が残る。10世紀の年紀を持つ漆紙文書の出土は全国で初めてであり、現在までのところ最新の例となろう。
- ⑥ 第四～五号は、大刀・米などの物品の請求に関わる書状と考えられ、最盛期であるB期の遺跡の性格を推定する上で重要な資料である。
- ⑦ 第三号の文書は現在展開・判読作業の途上であり、作業終了後に内容が明らかになるものと思われる。

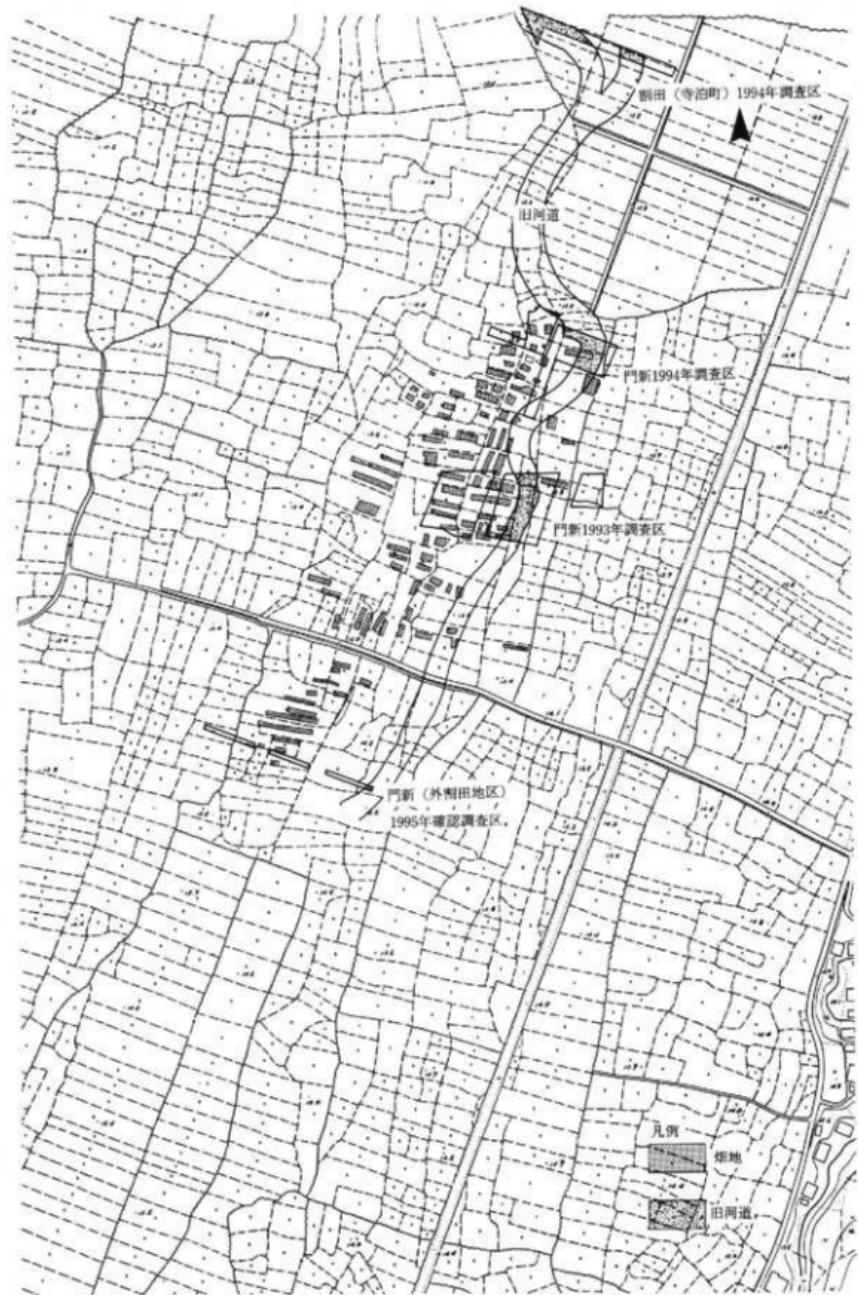
引用参考文献

- 春日真実ほか 1991 「佐渡の須恵器」『新潟考古』2号 新潟県考古学会
- 春日真実 1992 「越後・佐渡における須恵器生産終末期の様相」『北陸古代土器研究』第2集 北陸古代土器研究会
- 春日真実 1993 「王朝国家期の越後——上越市一之口遺跡(西地区)・新潟市小丸山遺跡を事例として——」『新潟考古』4号 新潟県考古学会
- 坂井秀弥 1984 「今池遺跡群における奈良・平安時代の土器」『新潟県埋蔵文化財調査報告書第35集 今池遺跡・下新町遺跡・子安遺跡』新潟県教育委員会
- 坂井秀弥 1986 「第V章 まとめ 1. 平安時代中期の土器」『新潟県埋蔵文化財調査報告書第40集 一之口遺跡西地区』新潟県教育委員会
- 坂井秀弥 1989 「第VII章 まとめ 2. 奈良・平安時代の土器」『新潟県埋蔵文化財調査報告書第53集 山三賀II遺跡』新潟県教育委員会
- 鈴木俊成 1994 「第VI章 まとめ 1. 平安時代の土器」『新潟県埋蔵文化財調査報告書第60集 一之口遺跡東地区』新潟県教育委員会・財団法人 新潟県埋蔵文化財調査事業団
- 田畠 弘 1994 「田上町埋蔵文化財調査報告書 第4集 道下・白地遺跡」田上町教育委員会
- 出越茂和 1987 「金沢市文化財紀要68 千木ヤシキヤ遺跡」金沢市教育委員会
- 中村美恵子 1988 「四ツ屋遺跡発掘調査報告書」四ツ屋遺跡発掘調査団
- 原 明芳 1988 「長野県の9世紀後半から12世紀の食膳具の様相」『長野県埋蔵文化財センター紀要』2 長野県埋蔵文化財センター
- 藤塚 明 1987 「新潟市小丸山遺跡発掘調査概報」新潟市教育委員会
- 本間喜晴ほか 1991 「藤塚貝塚」真野町藤塚貝塚発掘調査団・真野町教育委員会
- 和島村教育委員会 1992 「和島村埋蔵文化財調査報告書 第1集 八幡林遺跡」
- 和島村教育委員会 1993 「和島村埋蔵文化財調査報告書 第2集 八幡林遺跡」
- 和島村教育委員会 1994 「和島村埋蔵文化財調査報告書 第3集 八幡林遺跡」

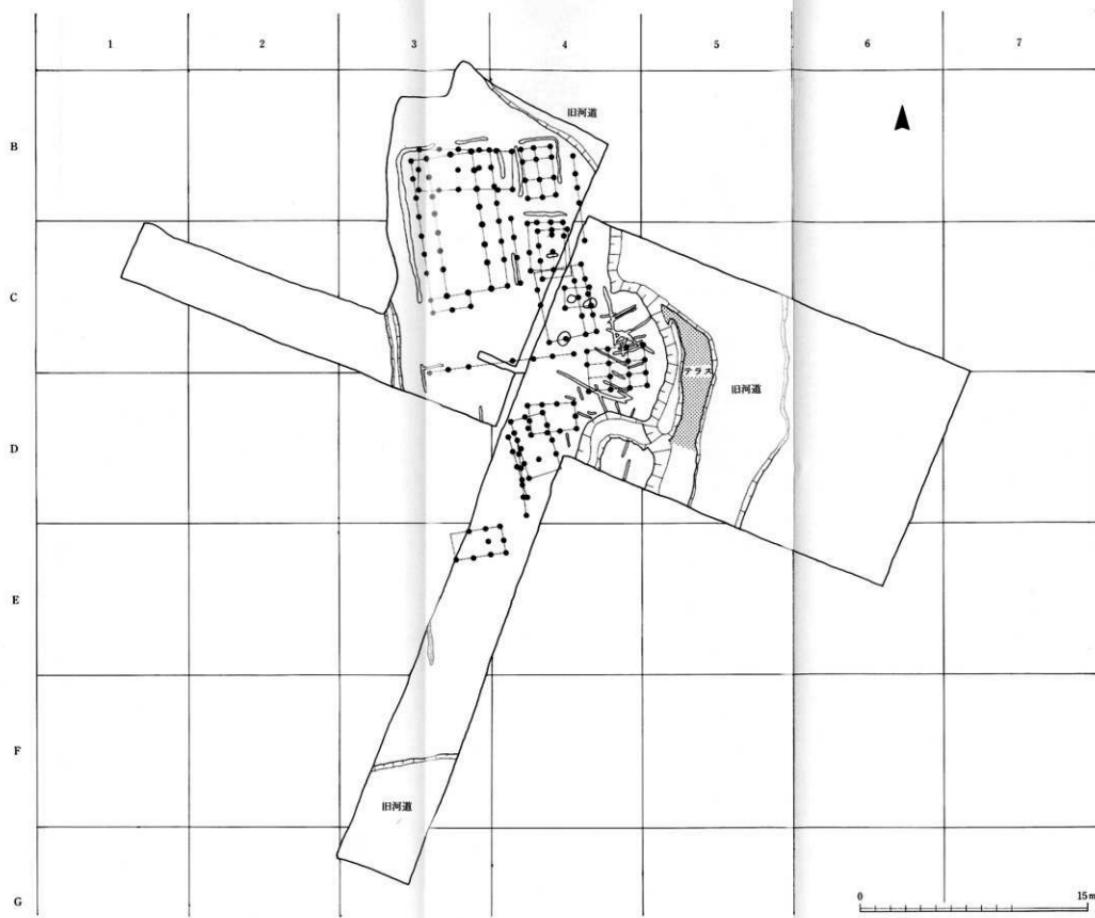
図

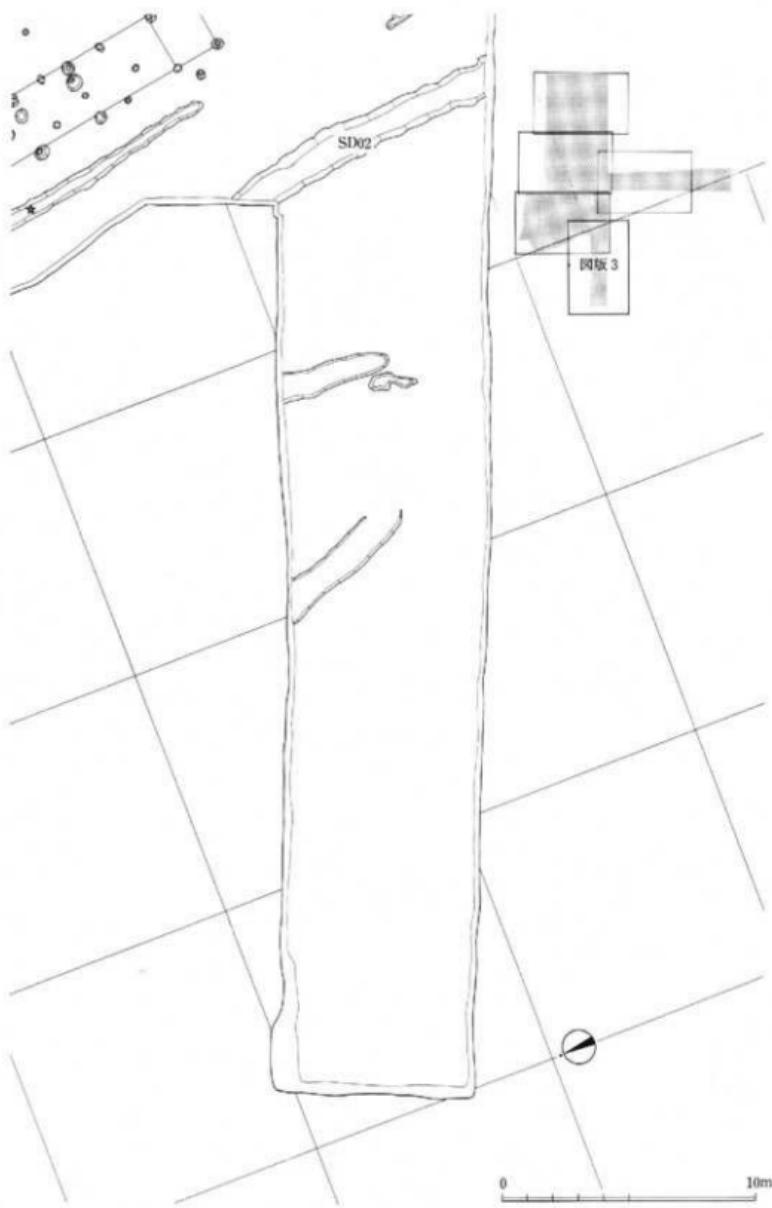
版

門新遺跡周辺旧地形図

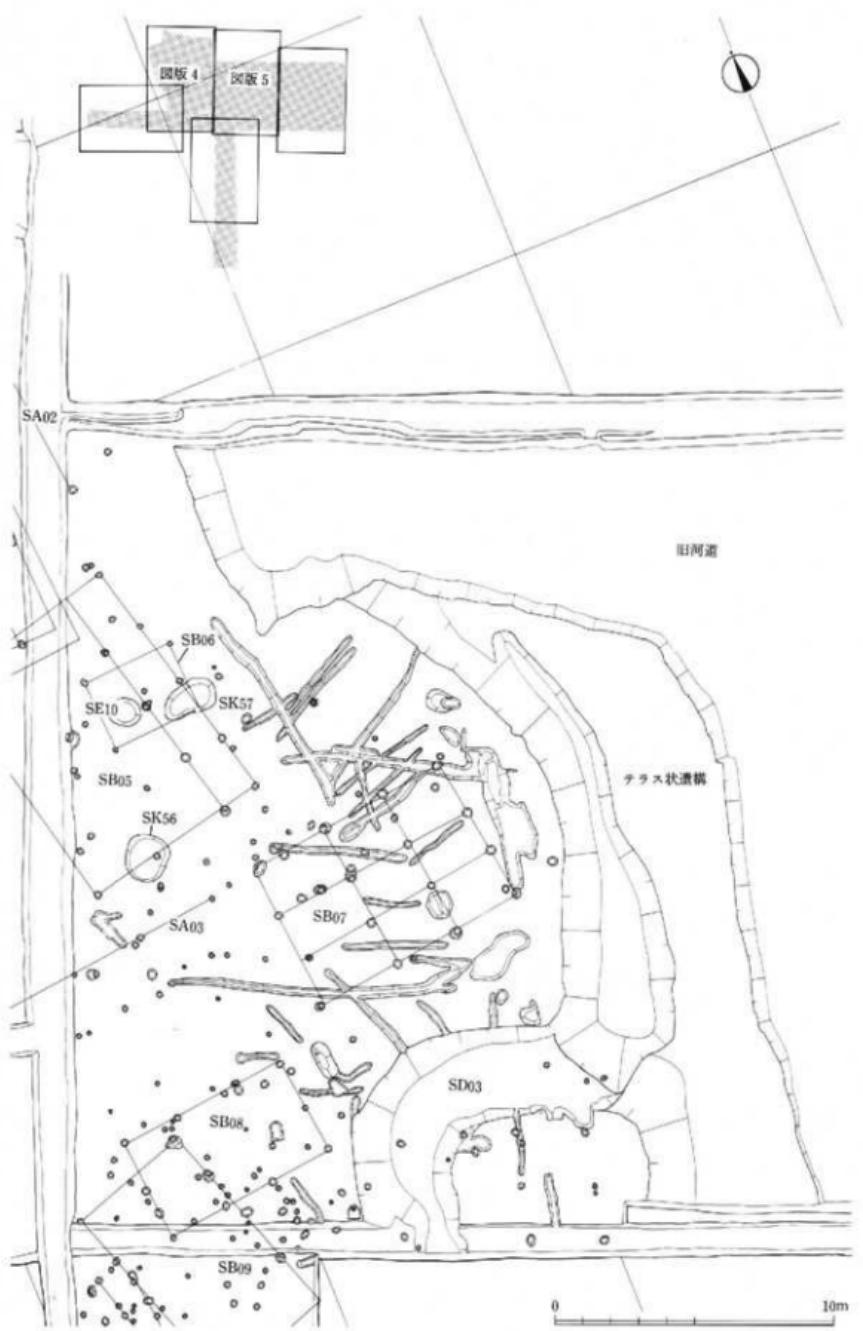


門新道路構造模式図

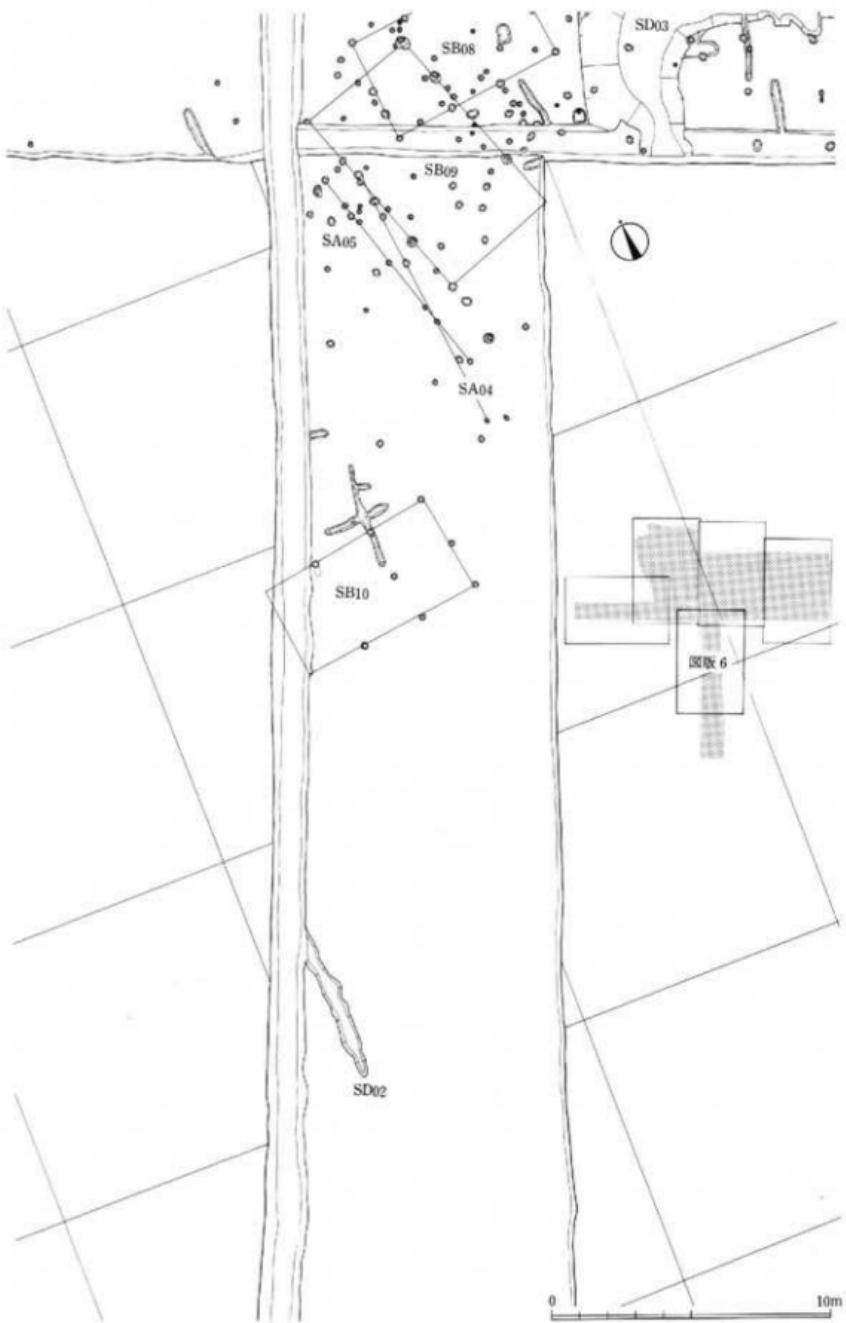




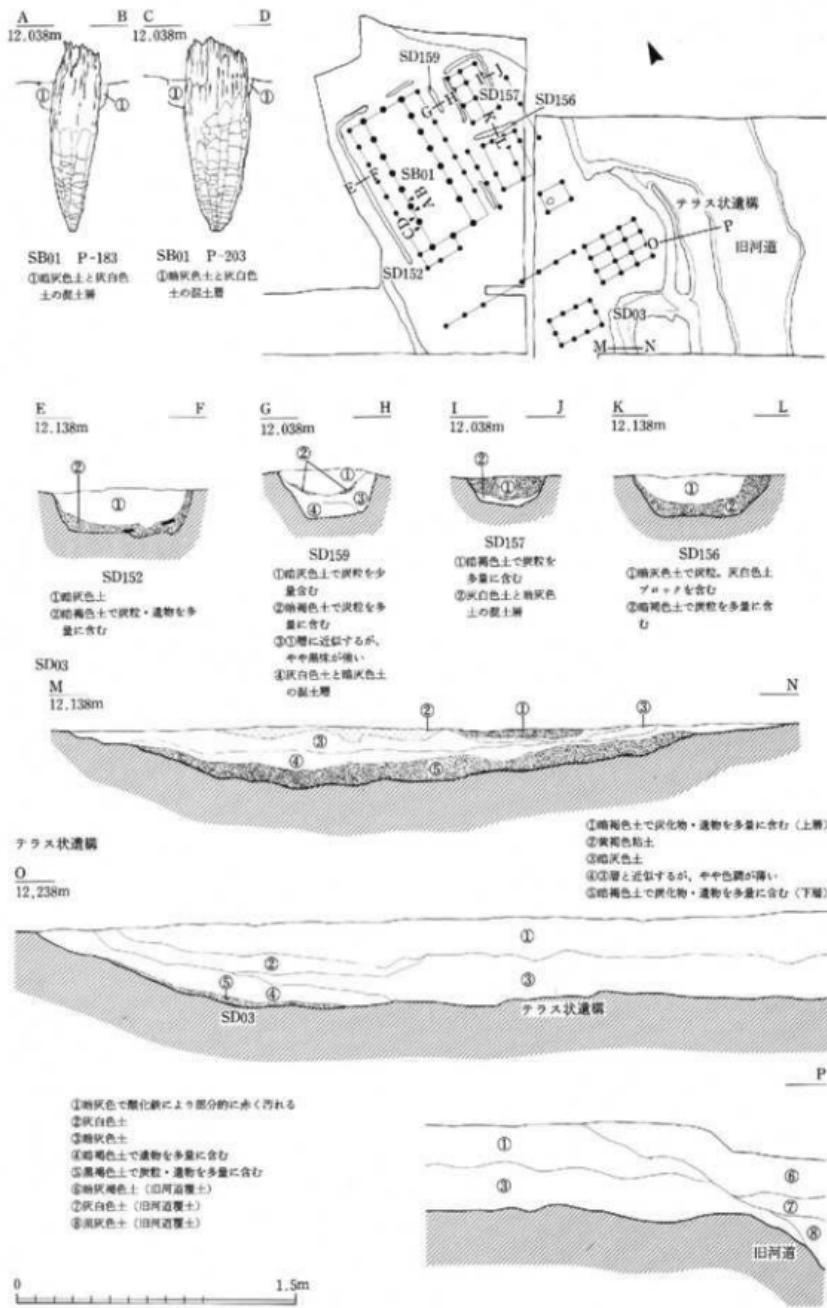


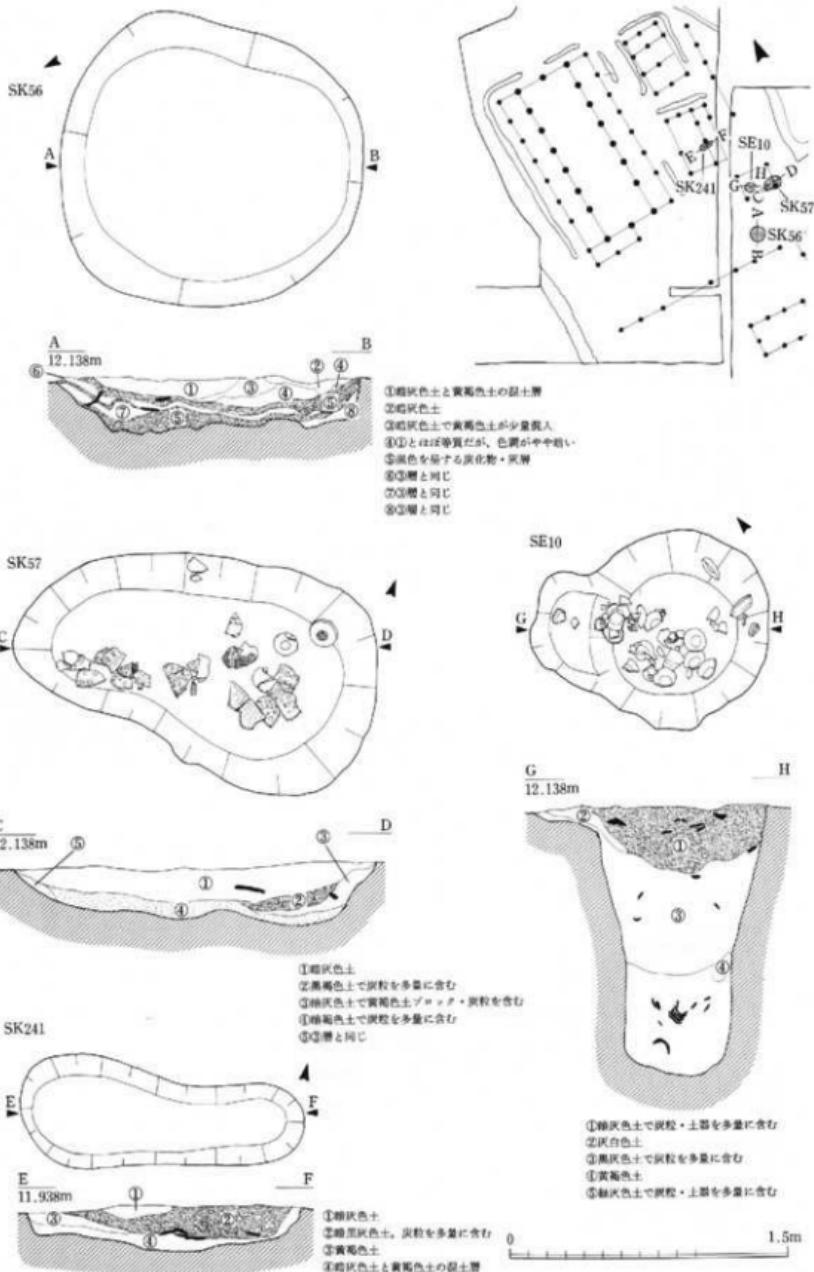


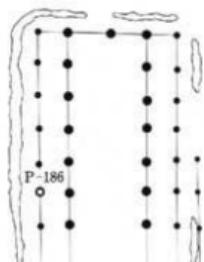
遺構実測図(4)



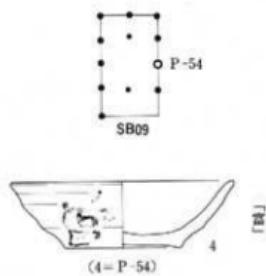
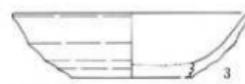
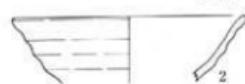
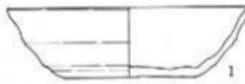






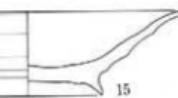
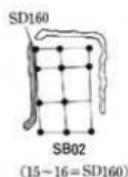
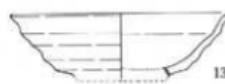
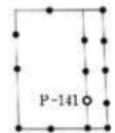
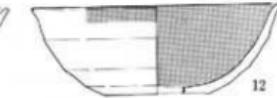
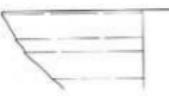
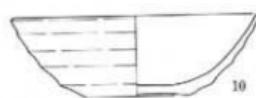
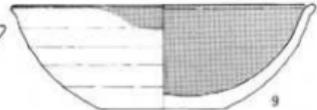
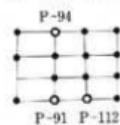


(1~2=P-246, 3=P-186)

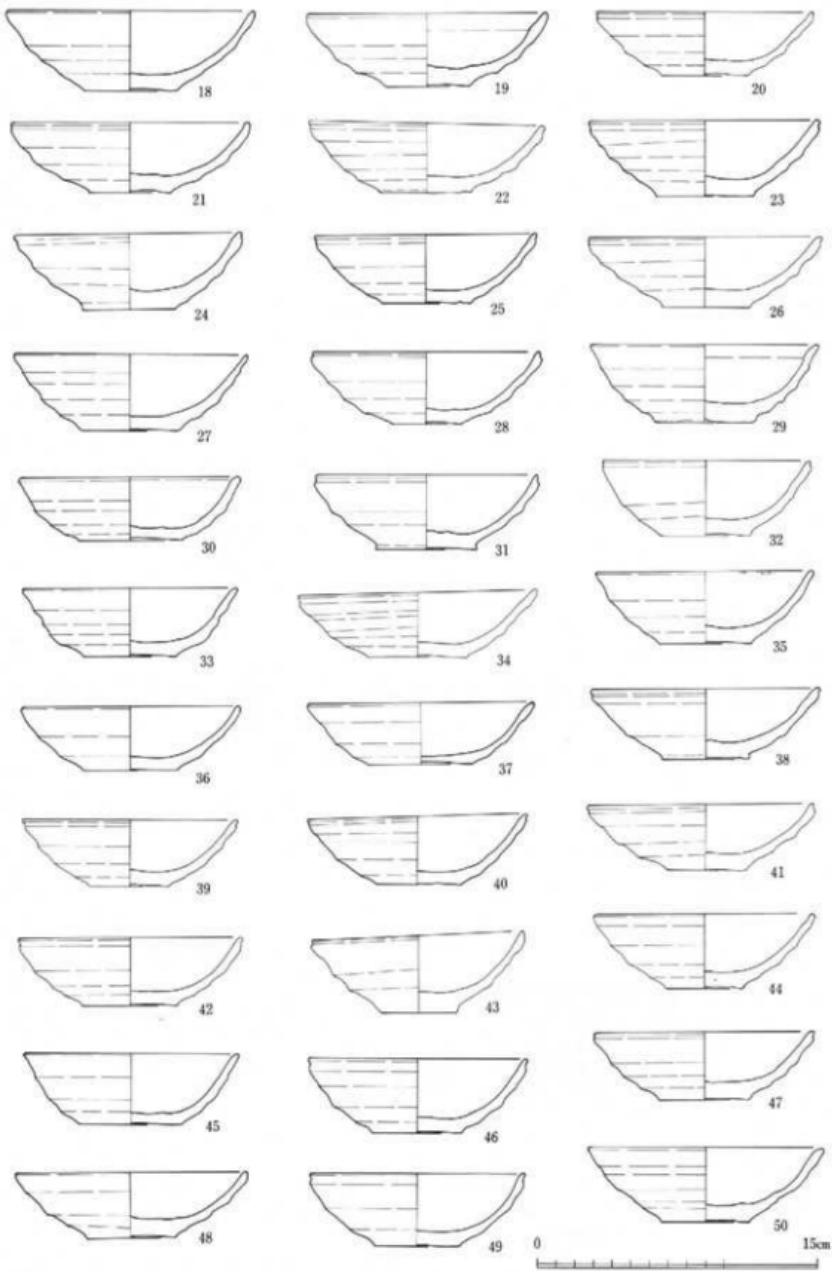


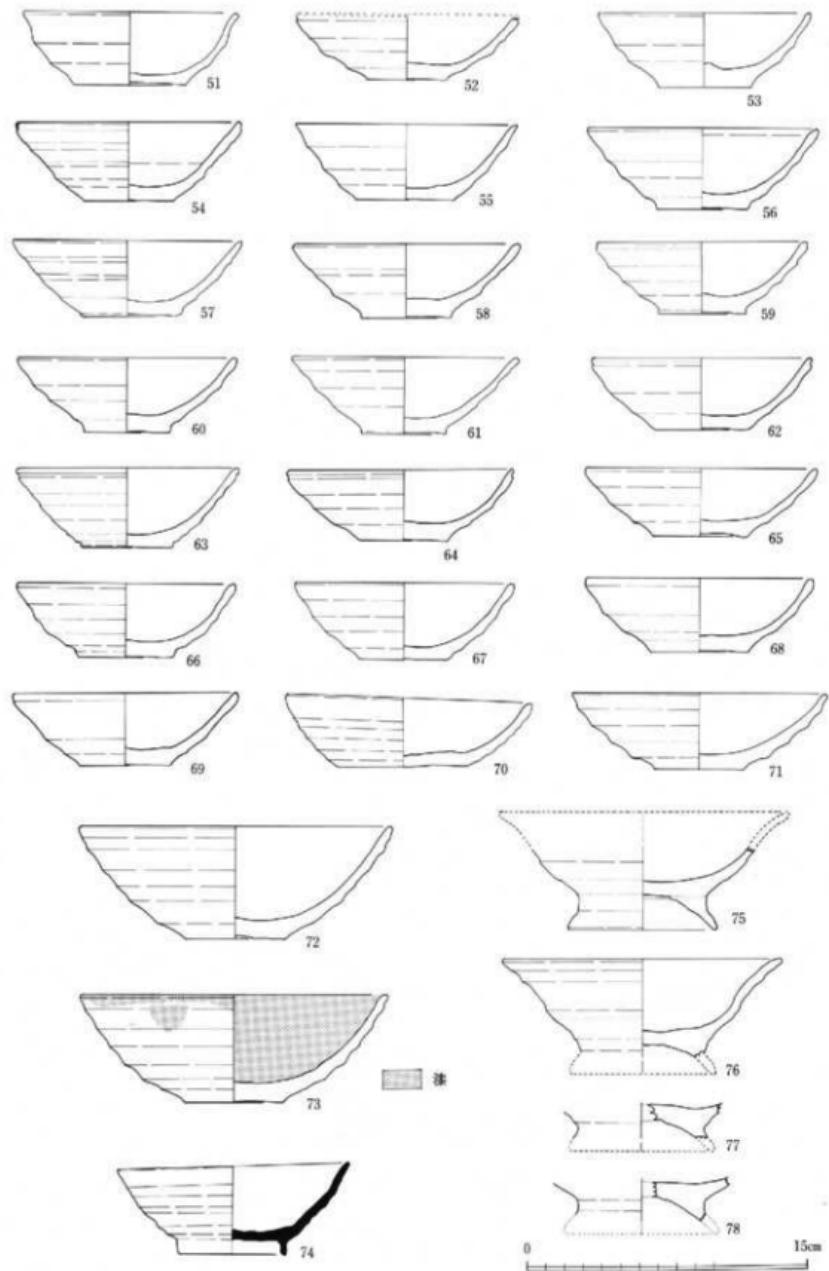
(5~9=P-91, 10~11=P-94, 12=P-112)

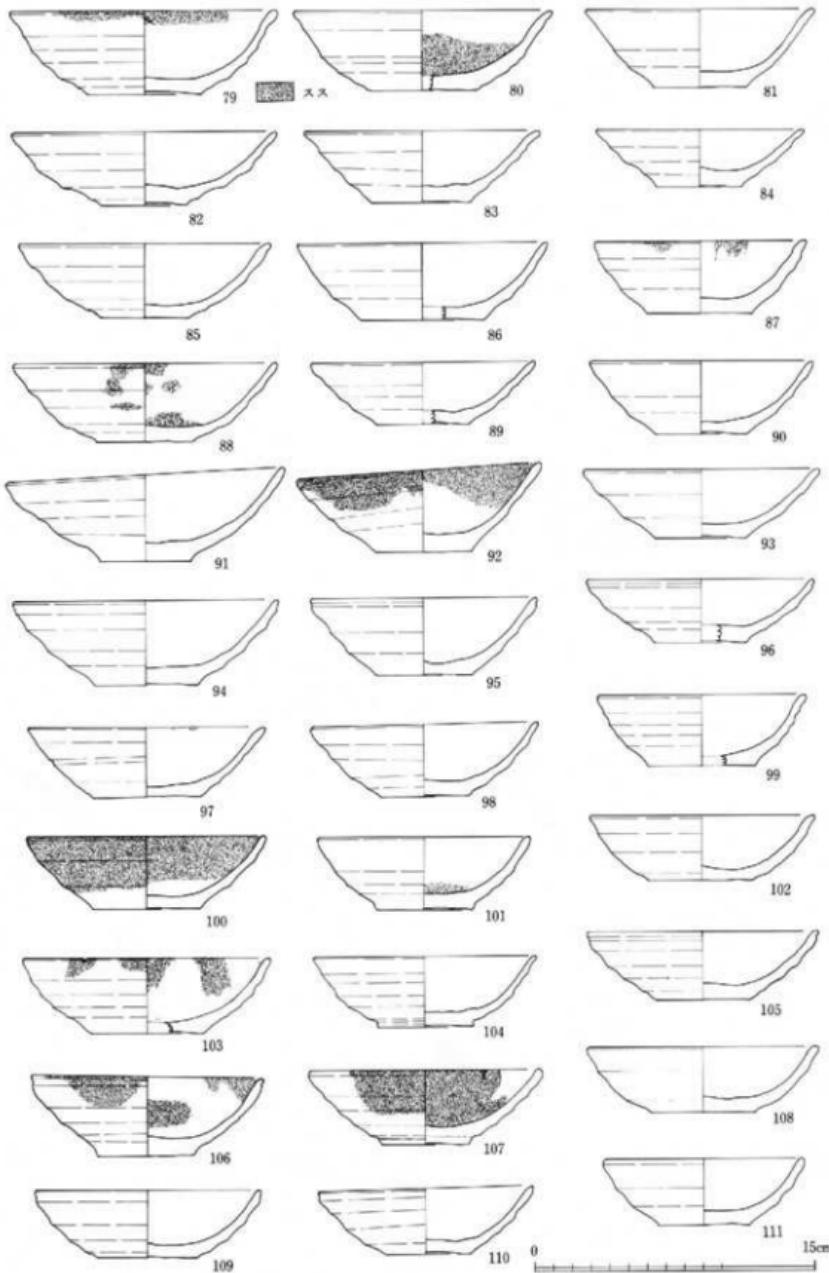
スス 黒色処理

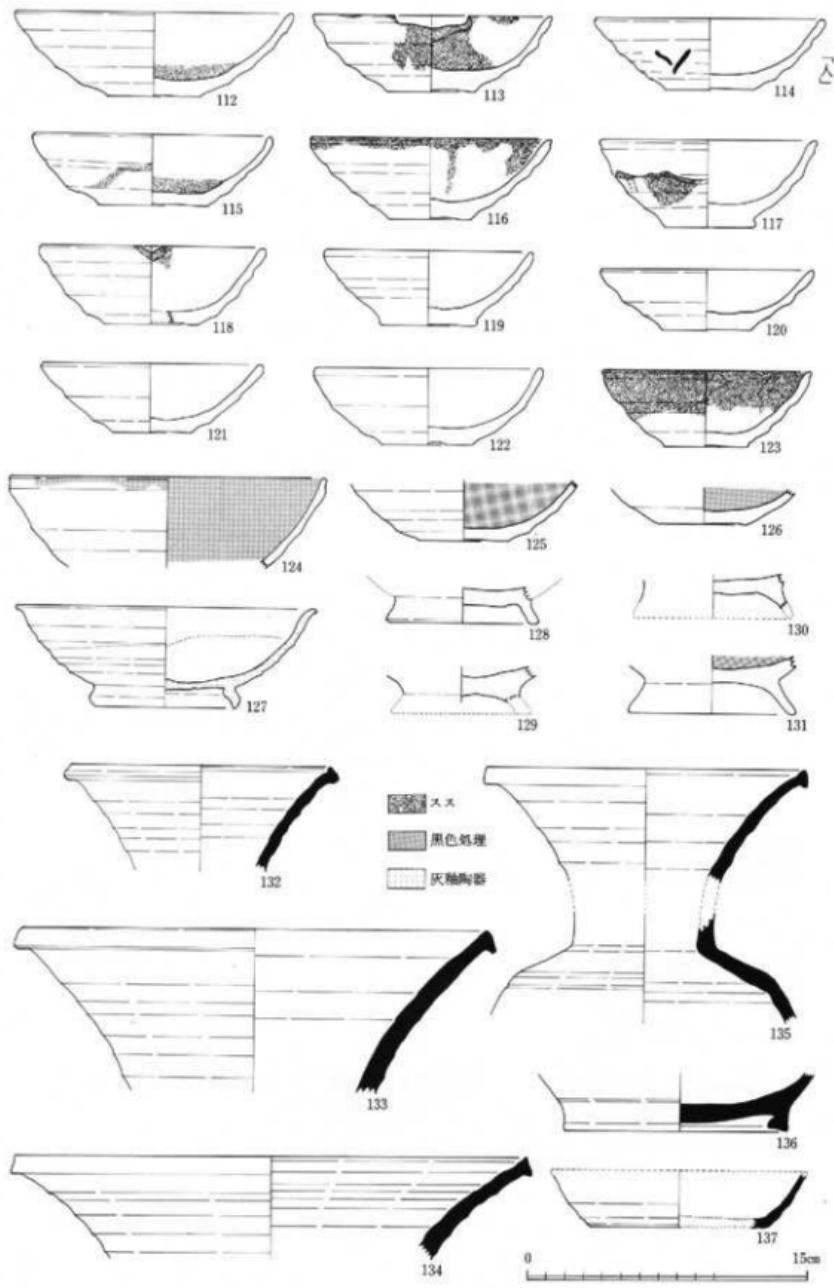


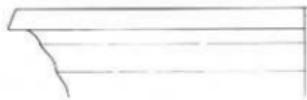
0 15cm



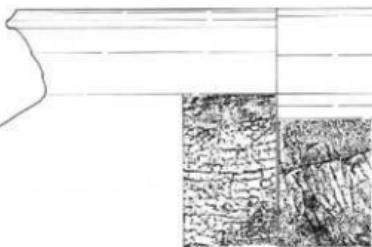




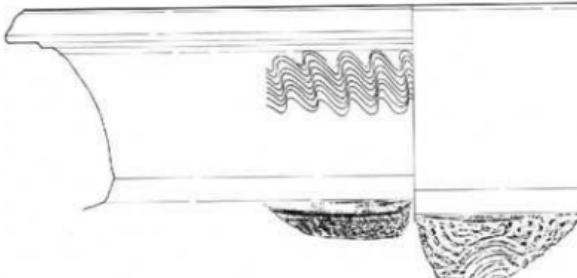




138



139



140



141



142

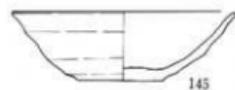




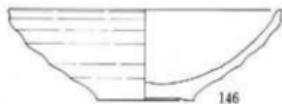
143



144



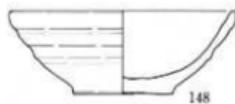
145



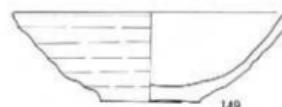
146



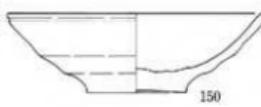
147



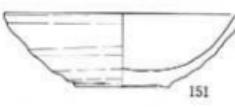
148



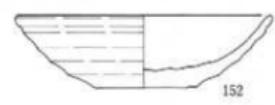
149



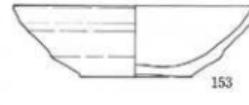
150



151



152



153



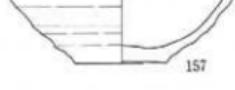
154



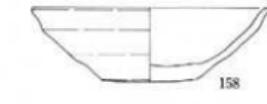
155



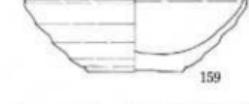
156



157



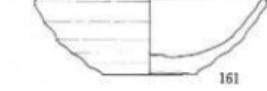
158



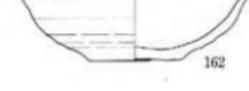
159



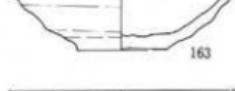
160



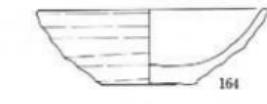
161



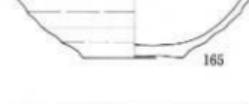
162



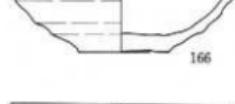
163



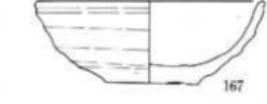
164



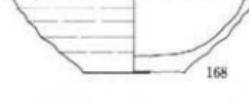
165



166



167



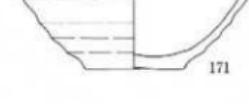
168



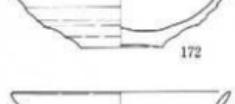
169



170



171



172



173



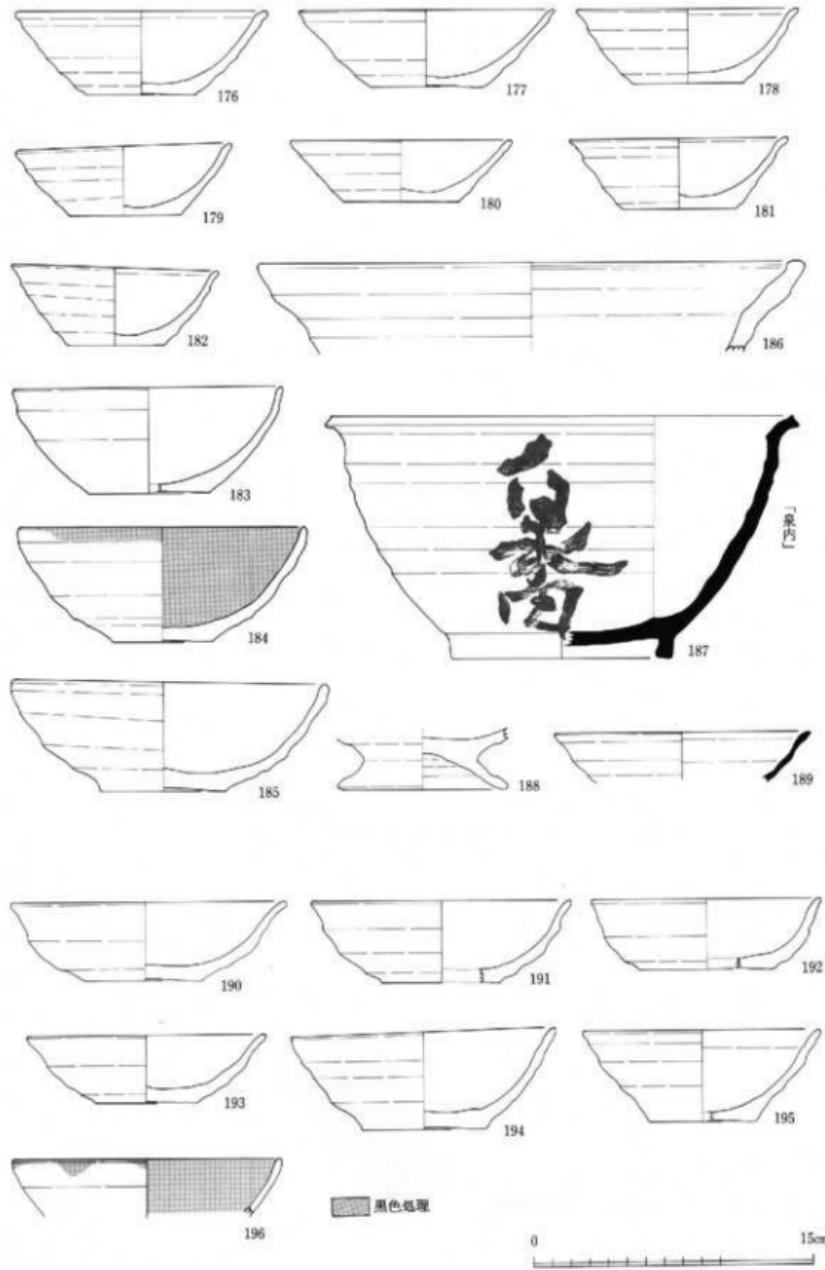
174



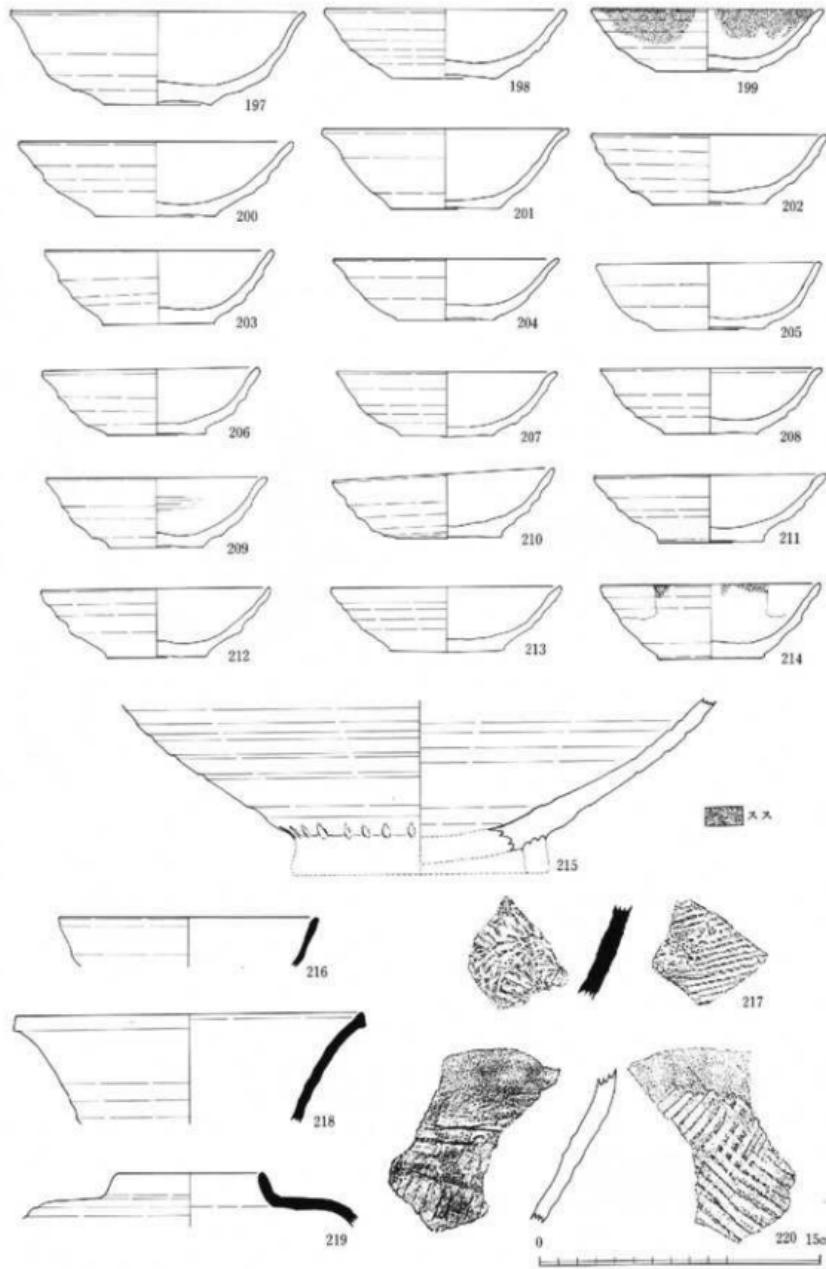
175

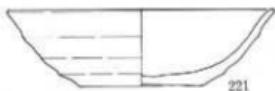
15cm

0



図版18 造構内出土土器 (SK 56)

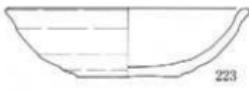




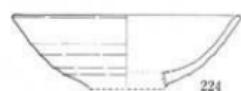
221



222



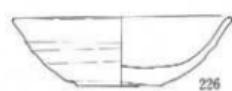
223



224



225

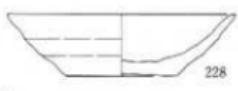


226

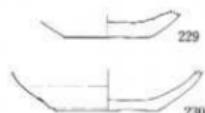


227

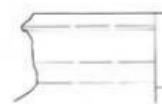
スス



228



229



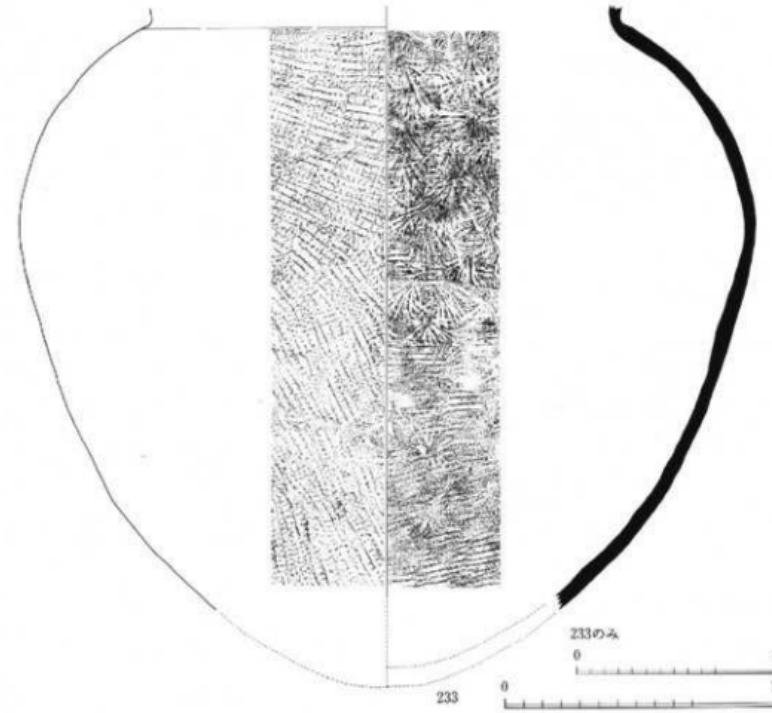
230



231



232



233のみ

0

15cm

15cm



234



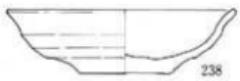
235



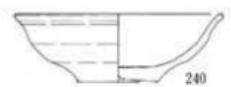
236



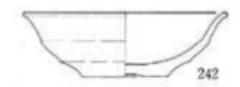
237



238

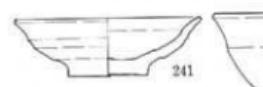


240



242

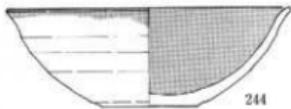
黒色起理



241



243

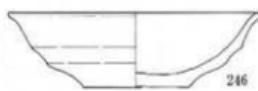


244

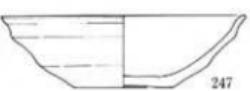
(234~244 = 上層 245~265 = 下層)



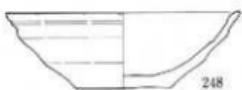
245



246



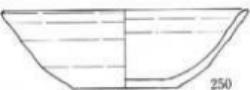
247



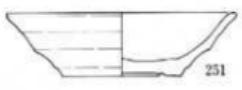
248



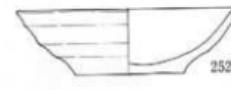
249



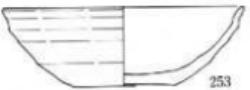
250



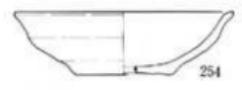
251



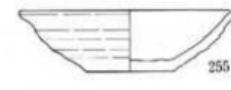
252



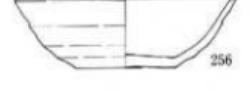
253



254



255



256



257



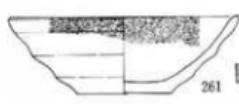
258



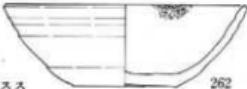
259



260



261



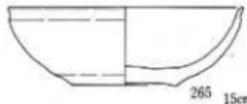
262



263

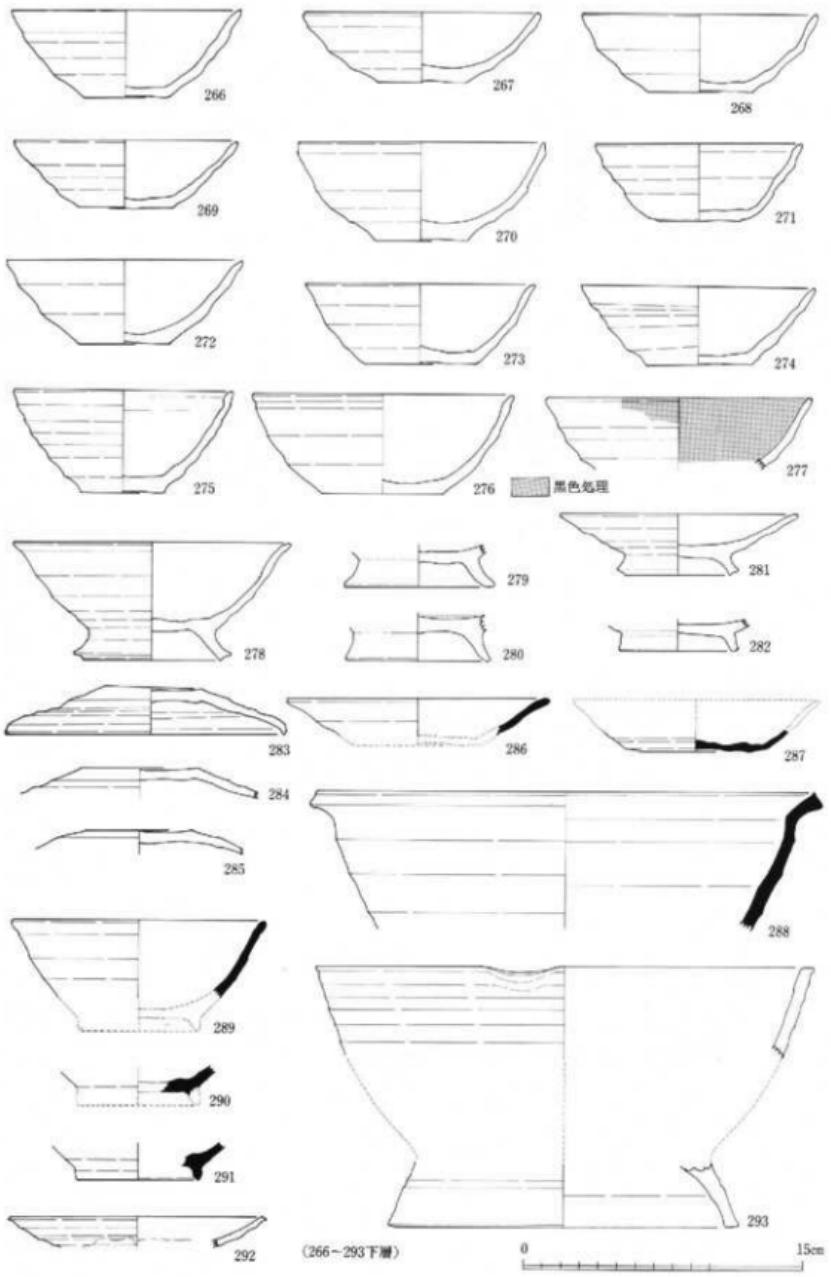


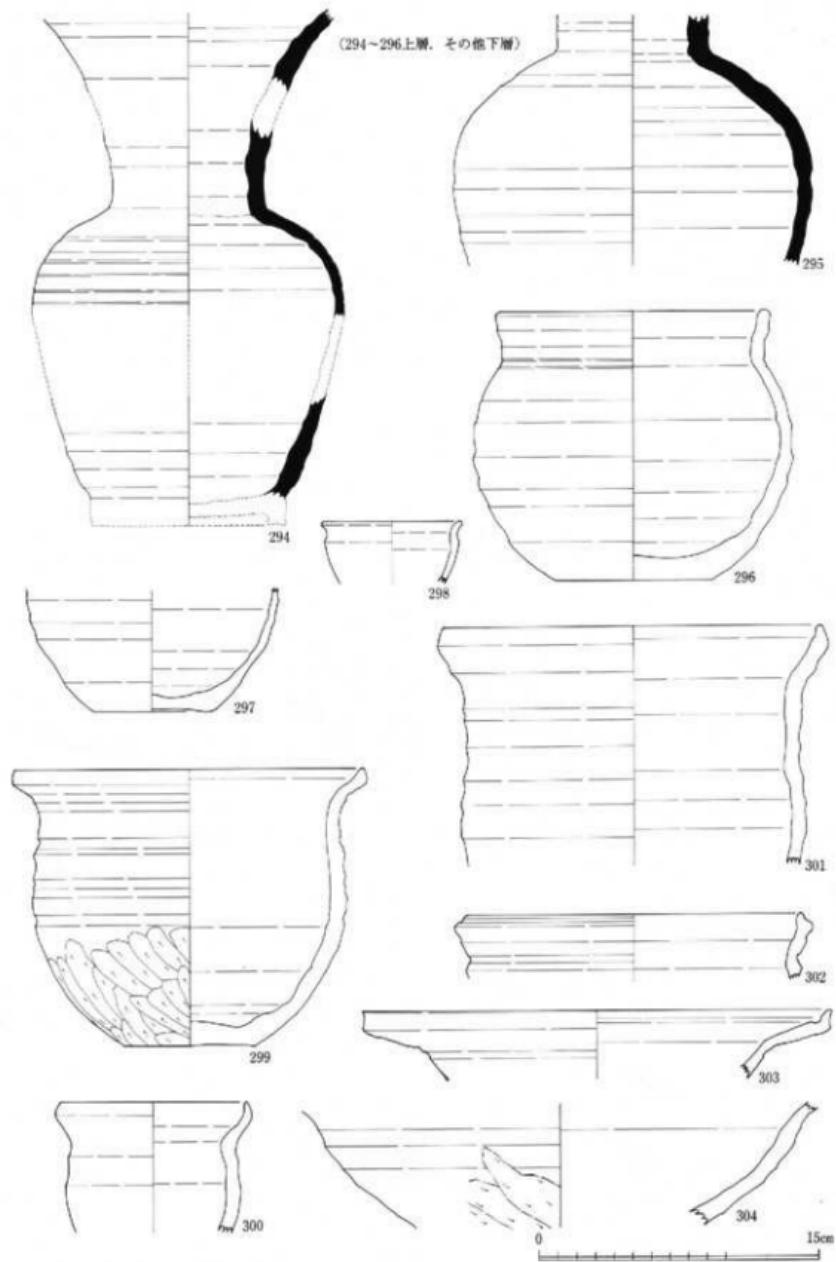
264

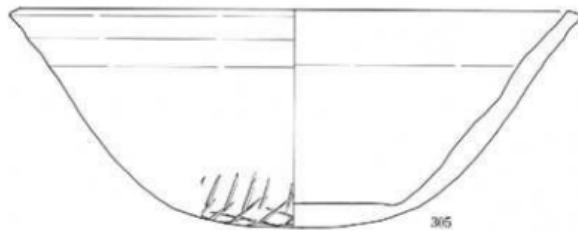


265

0 15cm



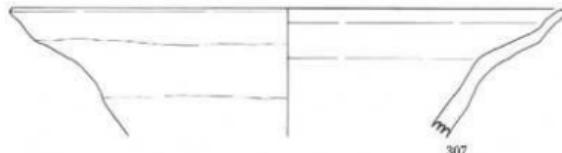




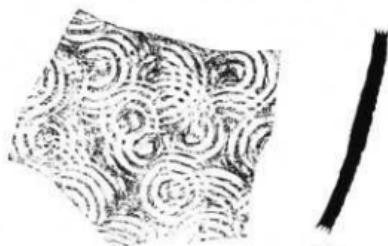
305



306

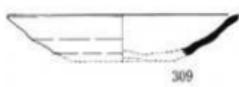
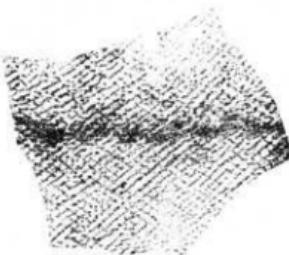


307



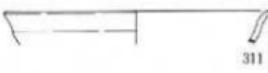
308

(305~306 SD03上層, 307~308下層)



309

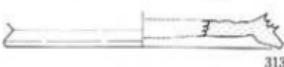
織物



311



312



313

(309~313遺構外)

0

15cm





S B01
打ち込み柱
(P-203)



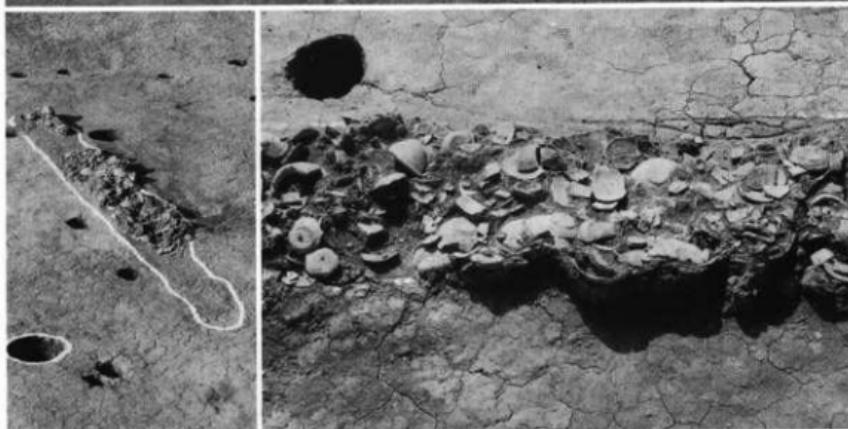
S D152
漆紙塊 A
出土状況



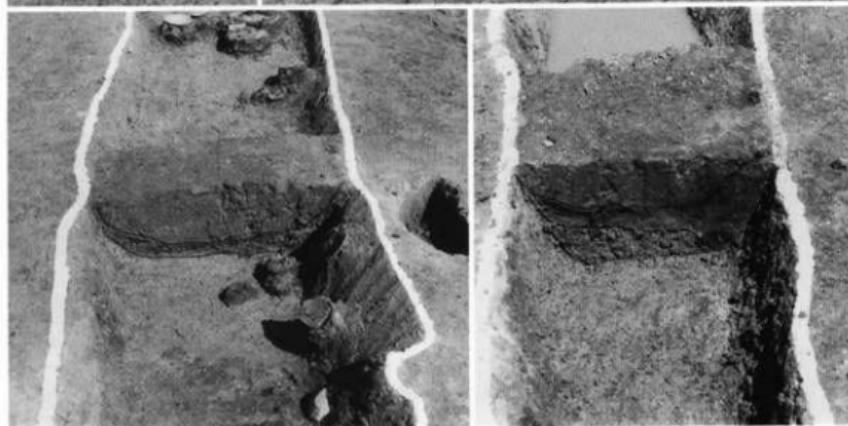
S D159
漆紙塊 B
出土状況



S B01
全景



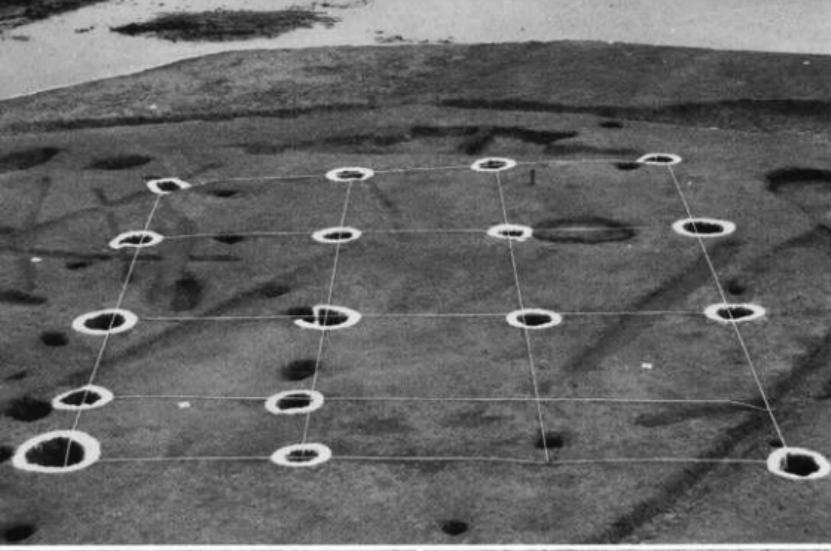
S D 151
土器出土状况



► S D 152
土层断面
◀ S D 159
土层断面



SB03
全景

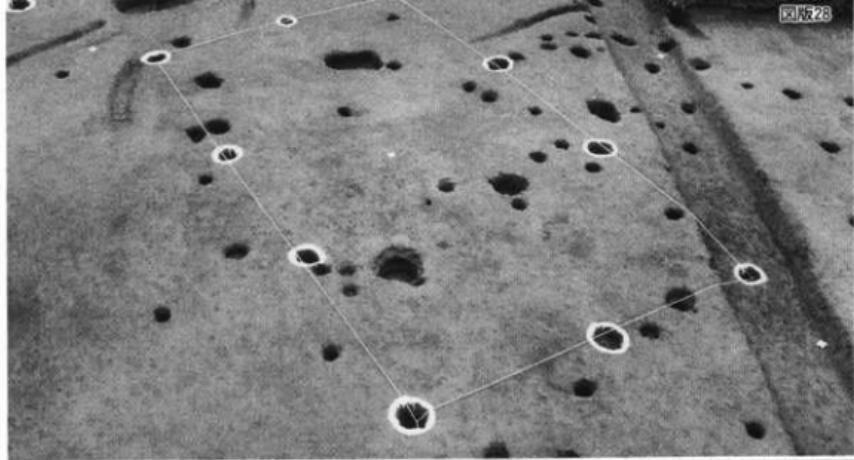


SB07
全景

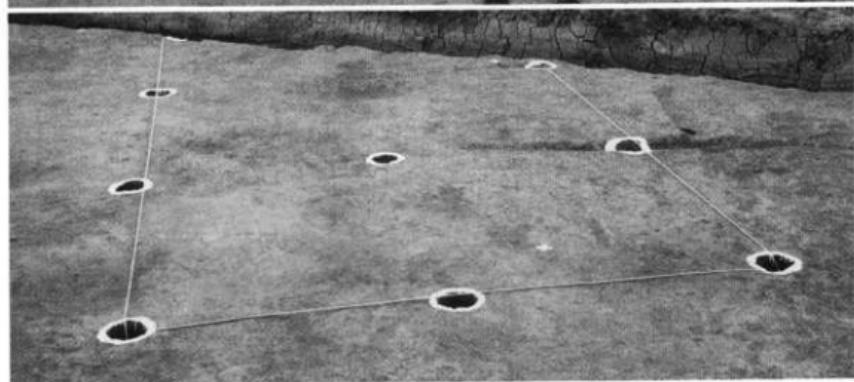


SB07
柱穴遺物
出土狀況
◀ P-91
▶ P-94

S B 08
全景



S B 10
全景



S A 03
全景

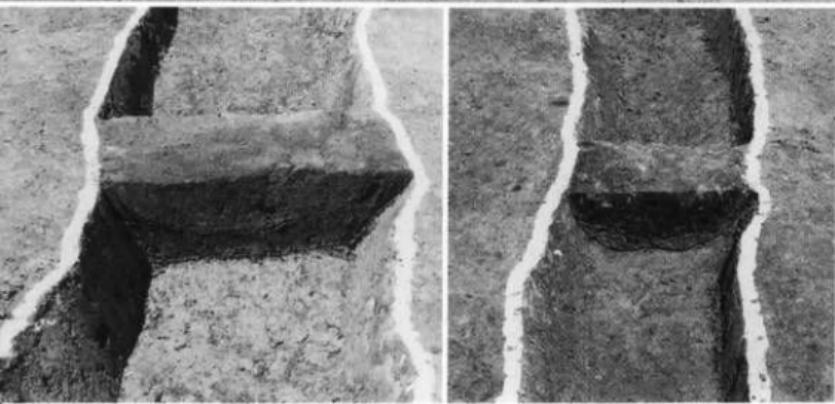




S E 10及び
覆屋(S B 06)



S E 10
土器出土状況



溝土層断面
◀ S D 157
▶ S D 156

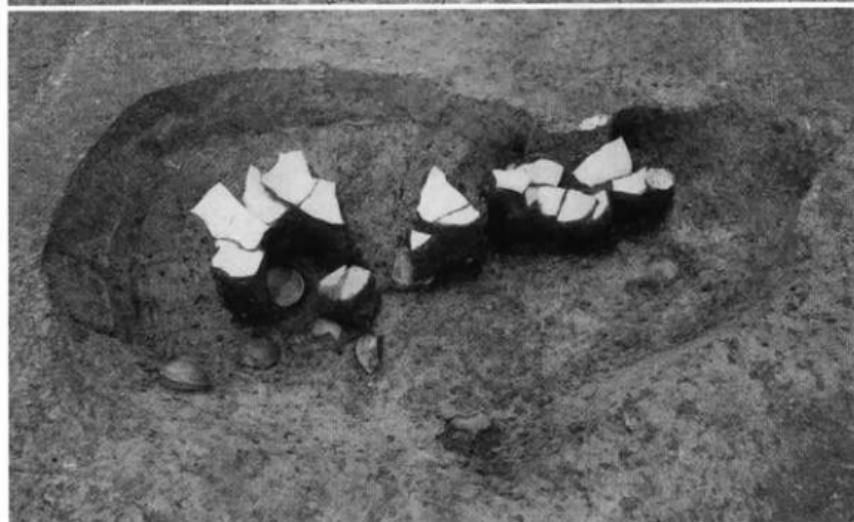
S K56
土器断面

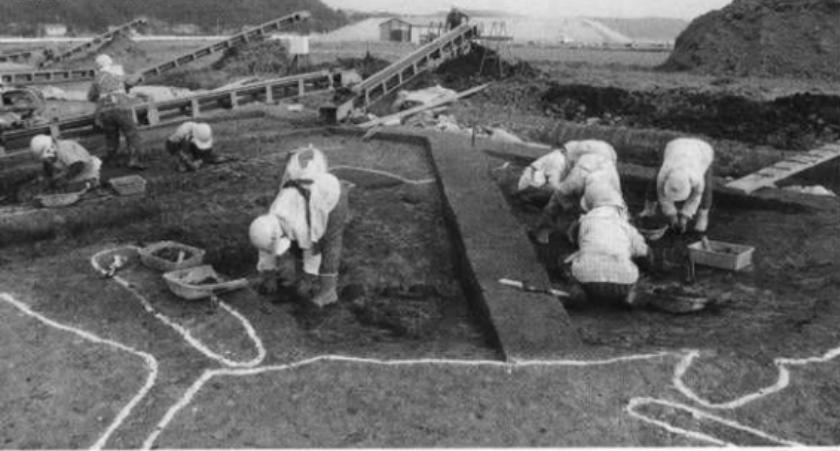


S K56
土器出土状况



S K57
土器出土状况





S D 03
調査状況



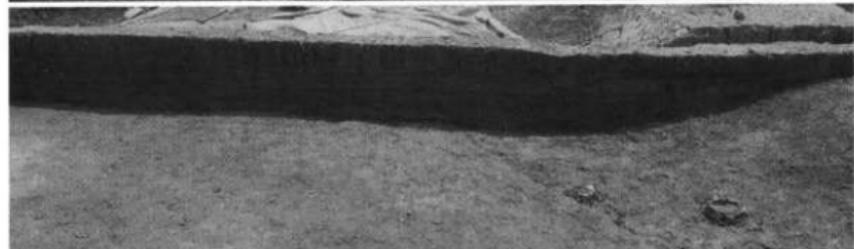
S D 03
土層断面



S D 03
土器出土状況



テラス状遺構
全景

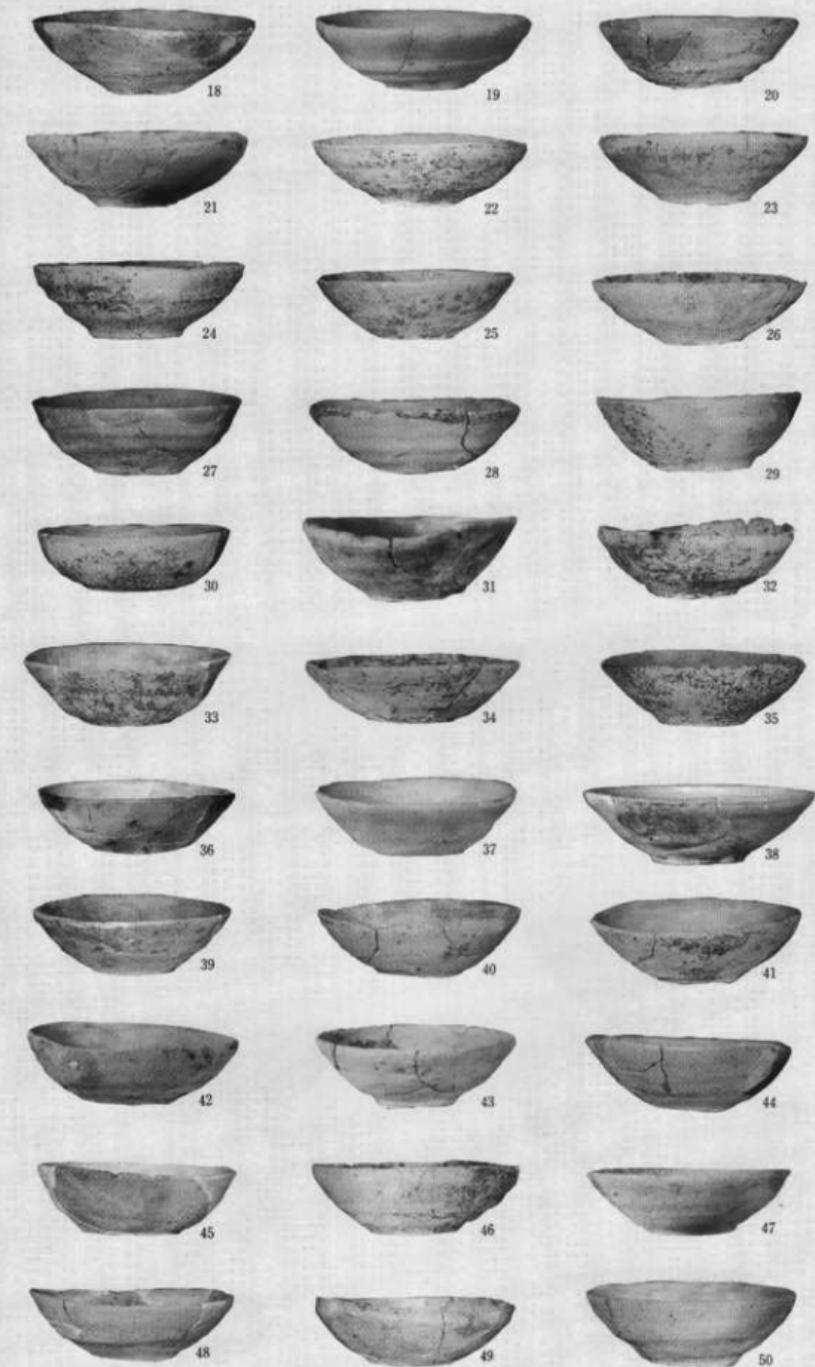


テラス状遺構
土層断面



テラス状遺構
西側斜面
土器出土状況





図版35 造構内出土土器 (S D 151)



51



52



53



54



55



56



57



58



59



60



61



62



63



64



65



66



67



68



69



70



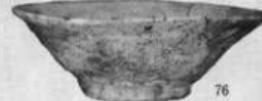
71



72



75



76



73



77



78



79



80



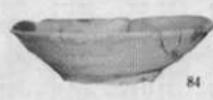
81



82



83



84



85



86



87



88



89



90



91



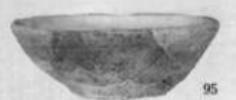
92



93



94



95



96



97



98



99



100



101



102



103



104



105



106



107



108



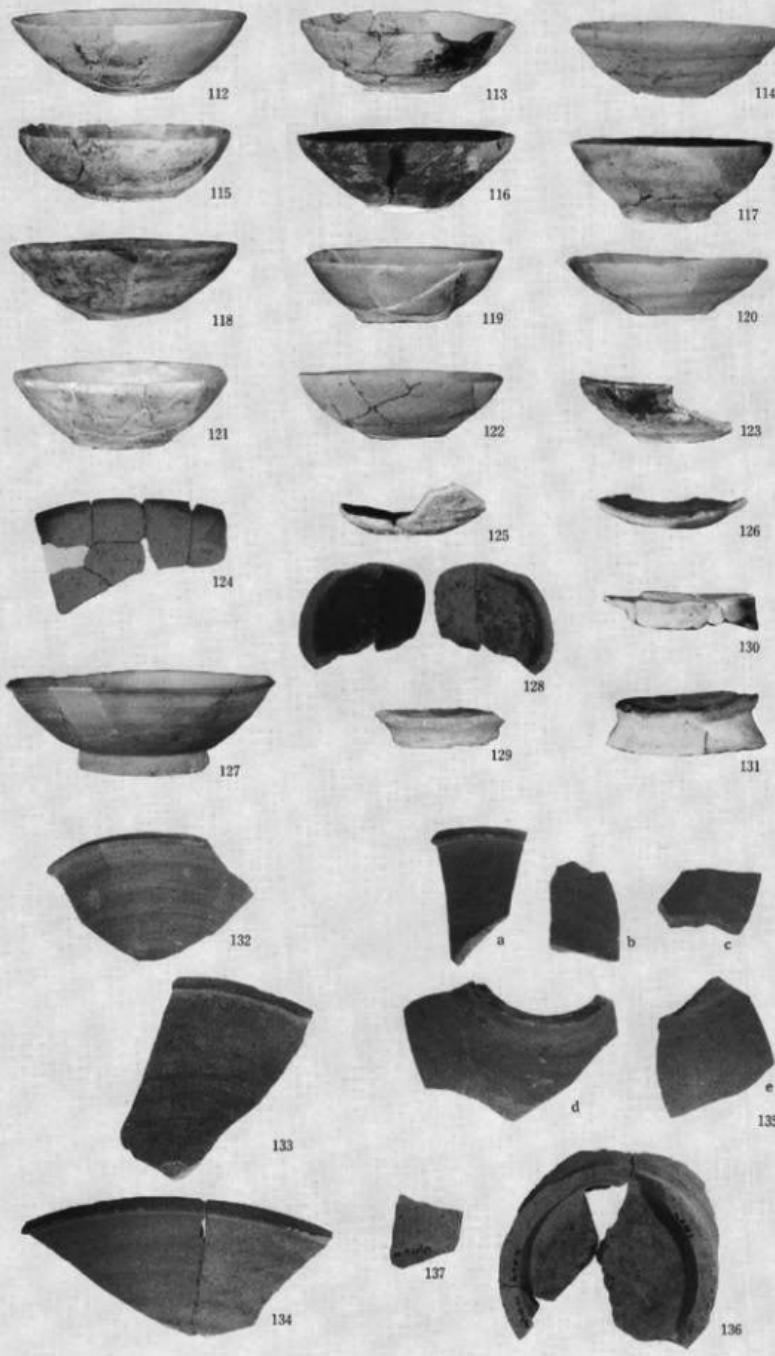
109

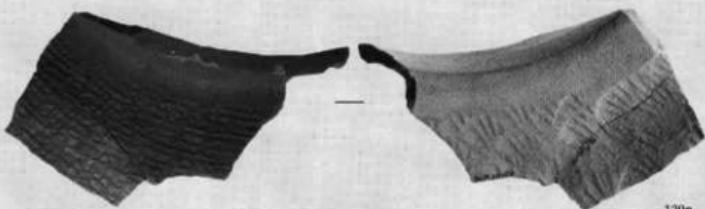


110

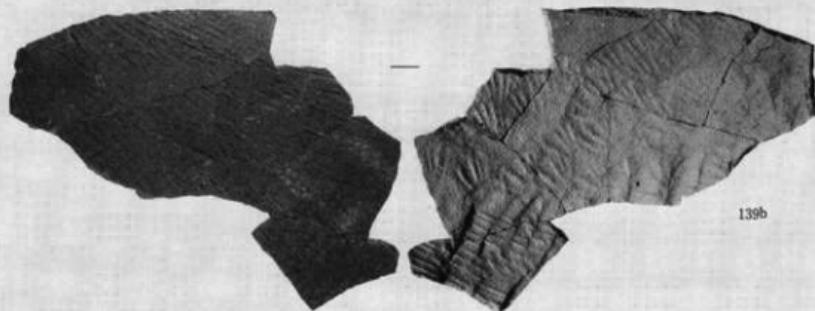


111





139a



139b



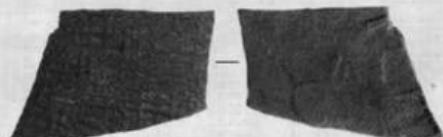
140



141



138



142



176



177



178



179



180



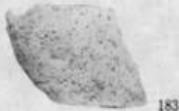
181



182



186



183



184



187



185



188



189



190



191



192



193



194



195



196



197



198



199



200



201



202



203



204



205



206



207



208



209



210



211



212



213



214



216



215



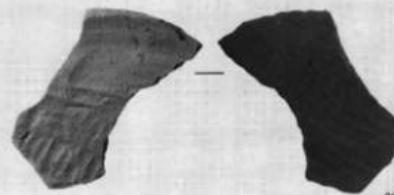
217



218



219



220



221



222



223



224



225



226



227



228



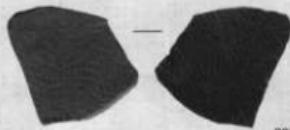
229



230



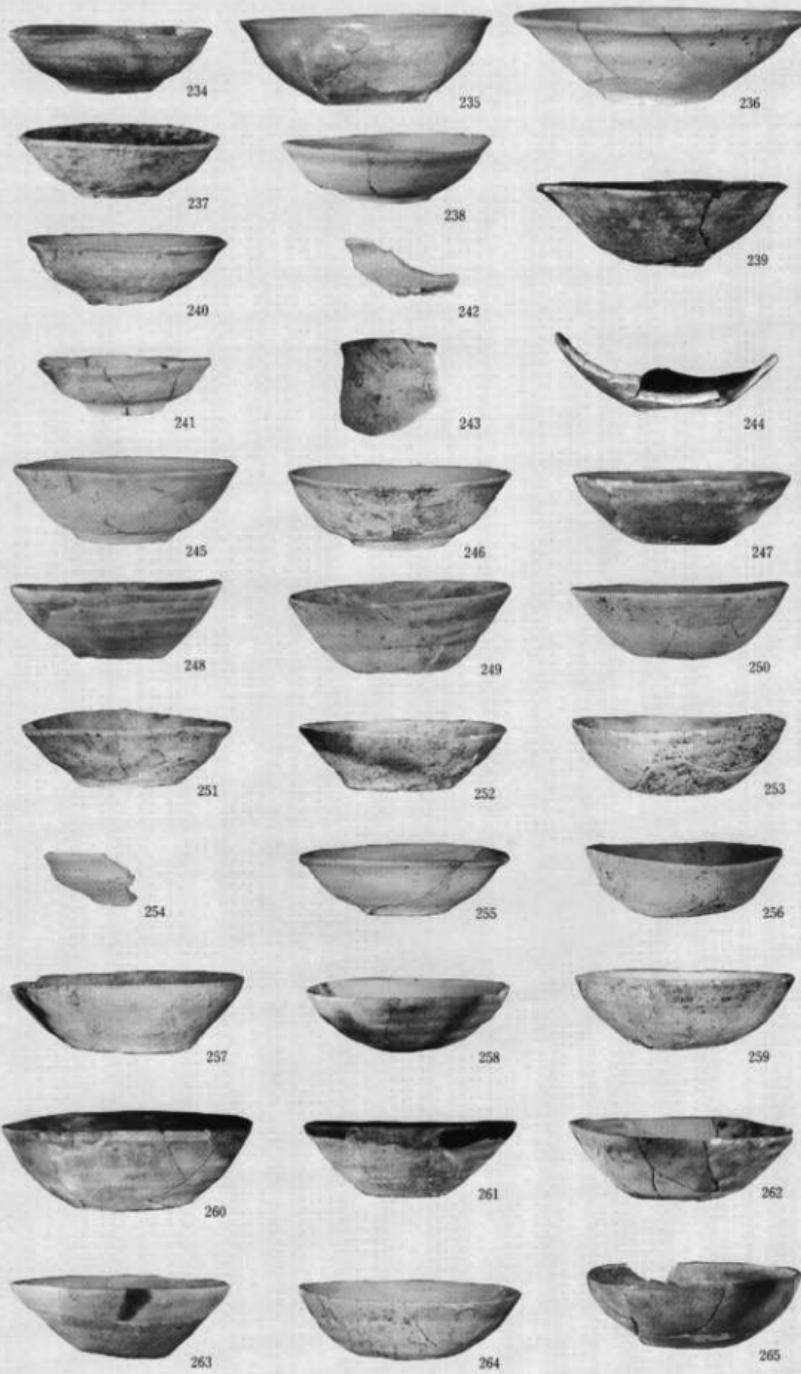
231



232



233





266



267



268



269



270



271



272



273



274



275



276



277



278



279



280



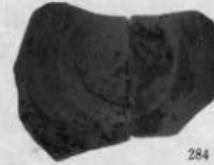
281



282



283



284



285



286



287



288



a



290



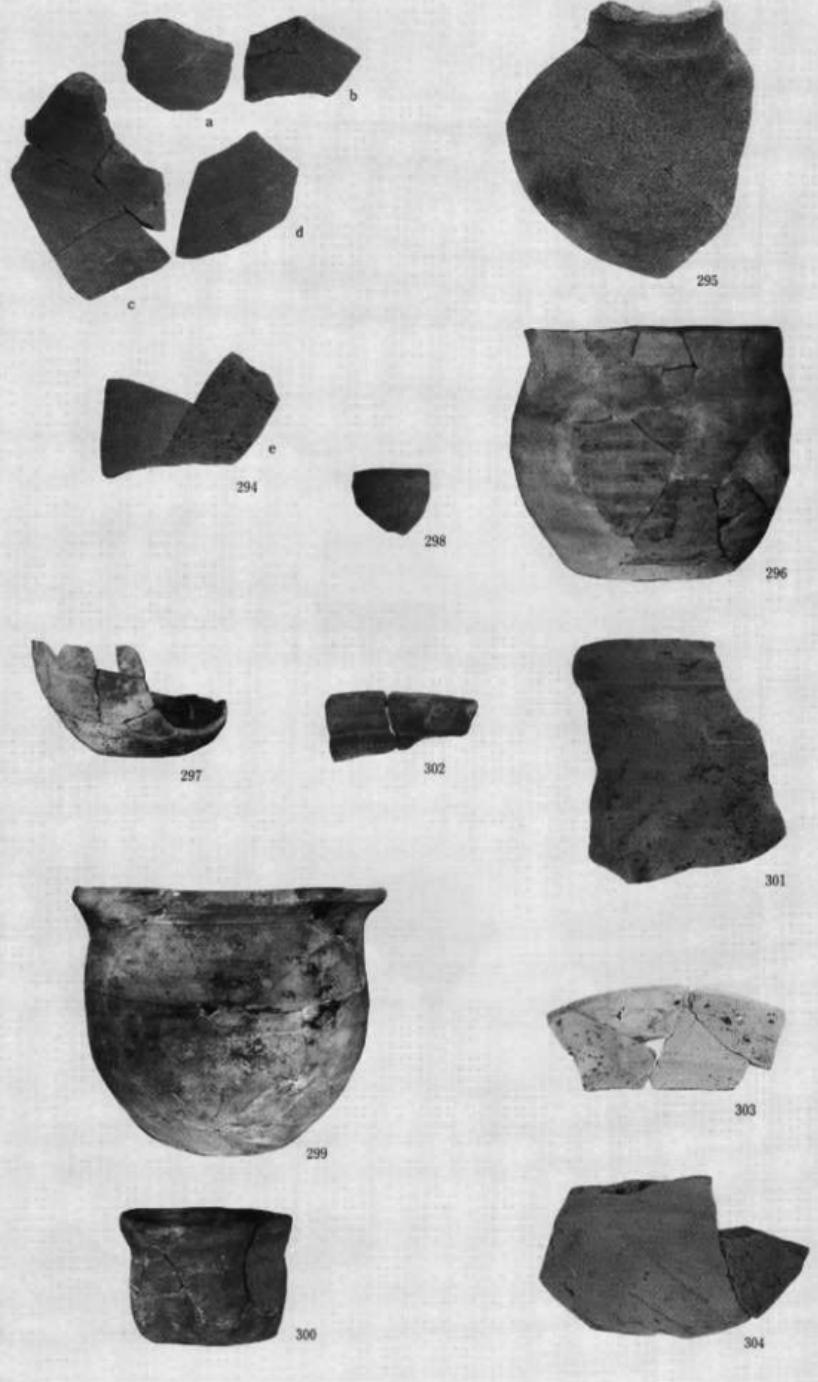
291



b



c

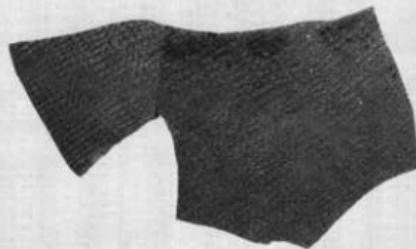




305



307



308



309



311

310



312



313

報告書抄録

ふりがな	かどしん い せき							
書名	門新遺跡							
シリーズ名	和島村文化財調査報告書							
シリーズ番号	第4集							
編著者名	田中 靖							
編集機関	和島村教育委員会							
所在地	〒949-45 新潟県三島郡和島村大字小島谷3434番地-4 TEL 0258-74-3111							
発行年月日	西暦 1995年 3月31日							
ふりがな 所取遺跡名	ふりがな 所在地	コード 市町村	北緯 遺跡番号	東經	調査期間	調査面積 m ²	調査原因	
門新遺跡	新潟県三島郡和島村 大字上岡	154041	189	37度 35分 30秒	138度 47分 23秒	1993.426 ～1993.331 1994.524 ～1994.927	12,000 3,400	国道116号 バス建設 営業場整備事業
所取遺跡名	種別	主な時代	主な遺構	主な遺物	特記事項			
門新遺跡	豪族の居宅	平安時代 中葉	掘立柱建物 井戸 土坑 旧河道 その他に溝・墓など	11棟 1基 12基 1本	土器器・須恵器・瓦軒陶器 縄輪陶器・漆紙・轆の羽口 鉄斧・掘立柱建物の柱など	<p>(漆紙) 9枚の漆紙が、2つの塊になって出土。そのうち4枚に文字が認められる。 第一号は「延長六年」の年号が見られ、年紀の明らかな漆紙文書の中では、最新の例となる。 第三～四号は、大刀・米などの物質を請求した書状と考えられる。</p>		